

「山口県たばこ対策推進実態調査」

報告書

平成30年12月

山口県健康福祉部

はじめに

「喫煙」はがんや心疾患、脳血管疾患など多くの生活習慣病と深く関連し、喫煙者本人のみならず、受動喫煙により周りの喫煙しない人の健康にも影響を及ぼすことから、県民の健康寿命延伸に向け、「たばこ対策」は重要な課題です。

このため、県では、「受動喫煙防止」、「喫煙防止」、「禁煙支援」を三つの柱とした「山口県たばこ対策ガイドライン（改定）」を策定するとともに、新たな県政運営の指針「やまぐち維新プラン」の「県民一斉健康づくりプロジェクト」において、たばこ対策の推進を位置づけ、積極的な取組を図ることとしています。

「山口県たばこ対策推進実態調査」は、本県のたばこ対策の浸透度・定着度などの実態を把握するため、平成10年度から5年ごとに実施している調査であり、このたび、改正健康増進法（平成30年7月）の内容も踏まえた項目を追加し実施いたしました。

本報告書は、その結果をまとめたものであり、たばこ対策の推進のために広く関係方面の方々に活用していただければ幸いです。

終わりに、本調査の実施に御協力をいただきました皆様に対しまして、深く感謝いたしますとともに、県では、今後ともたばこ対策に積極的に取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成30年12月

山口県健康福祉部健康増進課長 石丸泰隆

目 次

I	調査の概要	1
	・ 調査票様式	3
II	回答施設の状況	7
III	調査結果の概要（全 体）	8
IV	調査結果の概要（施設別）	15
V	調査結果の概要（年度別推移 H10・H15・H20・H25・H30）	22
VI	数値表	27

I 調査の概要

1 目的

平成25年度に「たばこ対策推進実態調査」を実施して5年が経過したことを踏まえ、県下におけるたばこ対策の浸透度・定着度等を把握し、今後のたばこ対策推進のための基礎資料とする。

2 調査実施機関（山口県委託）

公益財団法人山口県健康福祉財団 山口県健康づくりセンター

3 調査対象

山口県内の事業所及び公共施設等3,055^{*1}施設（抽出）を対象とした。

4 調査内容

別紙調査表のとおり

5 調査方法

郵送による自己記入式のアンケート調査

6 調査時期

平成30年9月

7 調査票の集計・分析

山口県健康づくりセンターが、調査票の集計及び分析を行った。

※1 (調査対象施設の分類及び調査施設数)

No.	施設分類	施設の例	調査 施設数
1	保健医療福祉施設	病院、診療所、歯科診療所、保健センター等	3 6 6
2	官公庁	国・県の機関、市町役場、警察署等	2 2 5
3	教育機関	小・中・高校、大学、専門学校等	6 1 7
4	公民館・図書館等	公民館・図書館等、美術館、博物館、屋内体育館等	5 4 7
5	金融機関	銀行、郵便局、証券会社、金融業等	2 0 1
6	交通機関	J R、バス、タクシー、船舶、航空等	5 9
7	店舗娯楽施設	宿泊施設、飲食施設、娯楽施設、小売店舗等	7 5 2
8	企業（職域）	製造、卸売、建築、運輸、通信、サービス、不動産等	2 6 8
9	その他	農協、自動車学校等	2 0
計			3, 0 5 5

「山口県たばこ対策推進実態調査」のお願い

(公財)山口県健康福祉財団
山口県健康づくりセンター

この調査は、県内の事業所及び公共施設等におけるたばこ対策の浸透度・定着度等を把握するために、山口県から委託を受け、山口県健康づくりセンターが実施するものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解頂き、アンケートにご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

記入上のお願い

- 質問は全部で14問です。
答えは、あてはまる番号を 内に記入してください。
また「その他」を選択された場合は、できるだけ具体的に () 内にご記入ください。
- 本アンケートにおける用語の解説
たばこ：紙巻きたばこなどに加え、加熱式たばこも含む。
たばこ対策：「受動喫煙対策」「喫煙防止」「禁煙支援」の3つの取組を指す。
受動喫煙：他人のたばこの煙を吸わされること。
喫煙習慣：この調査では、日常習慣的に喫煙することを言い、喫煙本数は問わない。
公共的な空間：多数の者が利用する施設および区域*

【*参考】山口県における受動喫煙防止の基本的な考え方～山口県たばこ対策ガイドライン(改定)より～
たばこの煙の少ない(スモークフリー)環境を広げ、受動喫煙防止することを目標に、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として禁煙とすることを基本方針としています。
『山口県たばこ対策ガイドライン(改定)』は山口県健康増進課ホームページよりダウンロードできます。
- 記入頂いた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**9月28日(金)**までにポストに投函してください。
- この調査についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

(公財)山口県健康福祉財団 山口県健康づくりセンター (健康企画・研修班)
〒753-0814 山口市吉敷下東三丁目1番1号 TEL: 083-934-2200

回収番号

↓ここからご記入ください

事業所名		施設種別	
担当部署名		※ 該当する番号を記入ください  1: 保健医療福祉施設 2: 官公庁 3: 教育機関 4: 公民館・図書館等 5: 金融機関 6: 交通機関 7: 店舗娯楽施設 8: 企業(職域) 9: その他	
事業所所在地			
電話番号			

※これは、回収の確認のために使用し、事業所・施設名が公表されることはありません。

問1 貴事業所(施設)の従業員数について、あてはまるものをお答えください。

- (1) 10人未満
 (2) 10人～49人
 (3) 50人～99人
 (4) 100人～299人
 (5) 300人～999人
 (6) 1,000人以上

問2 貴事業所(施設)の従業員の男女比について、あてはまるものをお答えください。

- (1) ほぼ全員男性
 (2) 6割以上が男性
 (3) ほぼ半々
 (4) 6割以上が女性
 (5) ほぼ全員女性
 *正確な人数がわかる場合は、男性()人 女性()人

問3 貴事業所(施設)の従業員のうち、喫煙習慣のある方はどれくらいですか。なお、過去に調査されている等、正確にわかる場合は、その内容を記入してください。

- (1) ほぼ全員
 (2) 6割以上
 (3) ほぼ半分
 (4) 4割以下
 (5) ほとんどない
 (6) 不明
 (7) 調査した (喫煙率 %) [平成 年 月調査]

問4 貴事業所(施設)におけるたばこ対策の必要性について、施設としてのお考えをお聞かせください。

- (1) 必要である
 (2) 特に必要ではない
 (3) わからない

問5 貴事業所(施設)におけるたばこ対策の取り組み状況はいかがですか。

- (1) 取り組んでいる【←問8 1)～7)のどれか一つでも該当する場合】 →問7へ
 (2) 取り組んでいない →問6へ

問6 問5で「2) 取り組んでいない」と回答した方におたずねします。
 その理由はなぜですか。(いくつでも可)

- (1) スペースがない
 (2) 代表者・責任者や上部組織の協力が得られない
 (3) 従業員の協力が得られない
 (4) たばこ対策の具体的な方法や相談先がわからない
 (5) 特に必要ではない
 (6) その他 ()

→問11へお進みください。

問7 貴事業所(施設)で、たばこ対策に取り組んだ動機をお答えください。(いくつでも可)

- (1) 健康増進法やガイドラインの公表による
 2) 事業所倫理、企業イメージによる
 3) 代表者・責任者や上部組織が決定した
 4) 従業員や利用者の声
 5) その他 ())

問8 貴事業所(施設)のたばこ対策における「受動喫煙防止」の具体的な方法についてお答えください。(いくつでも可)

- (1) 敷地内を禁煙としている
 2) 施設内を禁煙とし、喫煙場所を建物の外に設置している
 3) 施設内で喫煙場所を設置し、完全空間分煙*としている
 4) 施設内で喫煙場所を設置しているが、完全空間分煙とはしていない
 5) 喫煙時間を限定している
 6) 換気扇を設置している
 7) 集煙装置(または空気清浄機)を設置している
 8) 特に受動喫煙防止対策は取り組んでいない
 9) その他 ())

※完全空間分煙：喫煙場所を壁や間仕切り等で完全に区分、または喫煙室を設け、換気扇等を設置してたばこの煙が屋外に排気できること

問9 貴事業所(施設)の下記の場所でのたばこ対策(「受動喫煙防止」)の取り組み状況をお答えください。

◆事務室(従業員が大半を過ごす場所)

- (1) 室内禁煙
 2) 喫煙時間を設けている
 3) 喫煙区域と禁煙区域を分けている
 4) 特に決めていない
 5) 事務室がない)

◆会議室

- (1) 室内禁煙
 2) 喫煙時間を設けている
 3) 喫煙区域と禁煙区域を分けている
 4) 特に決めていない
 5) 会議室がない)

◆待合室・ロビー等、外来者(不特定多数の人)が利用する区域

- (1) 室内禁煙
 2) 喫煙時間を設けている
 3) 喫煙区域と禁煙区域を分けている
 4) 特に決めていない
 5) 外来者が利用する区域がない)

問10 貴事業所(施設)のたばこ対策で「喫煙者への禁煙支援」の取り組み状況をお答えください。(いくつでも可)

- (1) たばこの害の正しい知識の普及啓発(ポスター掲示、ちらし配布、講習会開催など)
 2) 喫煙者が禁煙を達成するための支援(禁煙外来の紹介、禁煙マラソンの実施など)
 3) ニコチンパッチ等の禁煙補助薬の費用補助
 4) 禁煙の先輩からのアドバイスを受けることができる仲間づくり
 5) 専門家、関係機関からの支援
 6) その他 ()
 7) 特に取り組んでいない)

→裏面へお進みください。

問 11 山口県たばこ対策ガイドライン(改定)では、受動喫煙防止対策の取組として、屋外喫煙場所設置の際、「10mルール」を設定しています。たばこの煙による害は、喫煙場所から離れた空間まで影響をおよぼすことから、屋外に喫煙場所を設定する場合は、通路・出入口・子供のいる空間からおおむね 10m以上離すことが必要というものです。そこでおたずねします。

- ()
- 1) 「10mルール」の言葉も意味も知っていた
 - 2) 言葉は知っていた
 - 3) 言葉も意味も知らなかった

問 12 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所についておたずねします。

- ()
- 1) 設置していて、喫煙場所は出入口等から 10m以上離れている
 - 2) 設置しているが、喫煙場所は出入口等から 10m以上離れていない
 - 3) 設置していない

問 13 禁煙・分煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所(施設の入口等)に掲示していますか。

- ()
- 1) している
 - 2) していない

(例)



問 14 健康増進法の改正により、多数の方が利用される施設(学校、病院、児童福祉施設等、行政機関、劇場、集会所、百貨店、事務所、飲食店など)の管理者に対して、施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定などの受動喫煙防止対策をとることが義務化(段階的に施行)されることになりました(下表参照)。そこでおたずねします。

◆今回の改正を知っていましたか。

- ()
- 1) 知っていた
 - 2) 知らない

◆貴事業所(施設)では、今回の改正に対応した受動喫煙防止対策をとる予定がありますか。

- ()
- 1) 対応済み
 - 2) 今後、対応予定
 - 3) 未定

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の方が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店		原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内でのみ喫煙可)	既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の提示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合を除く。
 注 喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
 注 公衆喫煙所、たばこ販売所、たばこの対面販売(出張販売によるものを含む。)をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

※ たばこ対策に関する情報は、『健康やまぐちサポートステーション(<http://www.kenko.pref.yamaguchi.lg.jp/>)』から確認できます。

*** 以上で質問は終了です。ご協力ありがとうございました。***

(調査票は、同封の返信用封筒に入れ 9月28日(金)までにポストに投函してください。)

II 回答施設の状況

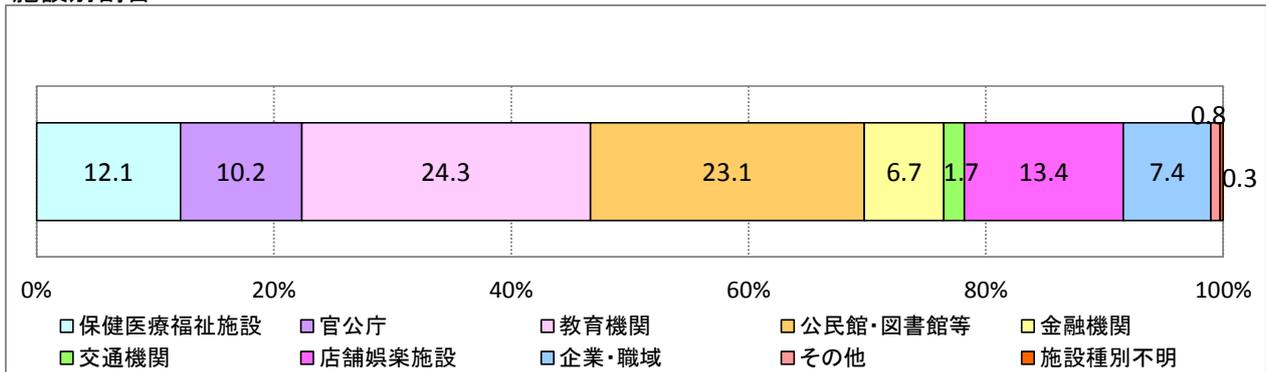
1. 回収率

- ・総調査件数 3,055件
- ・回答数 1,911件
- ・回収率 62.6%

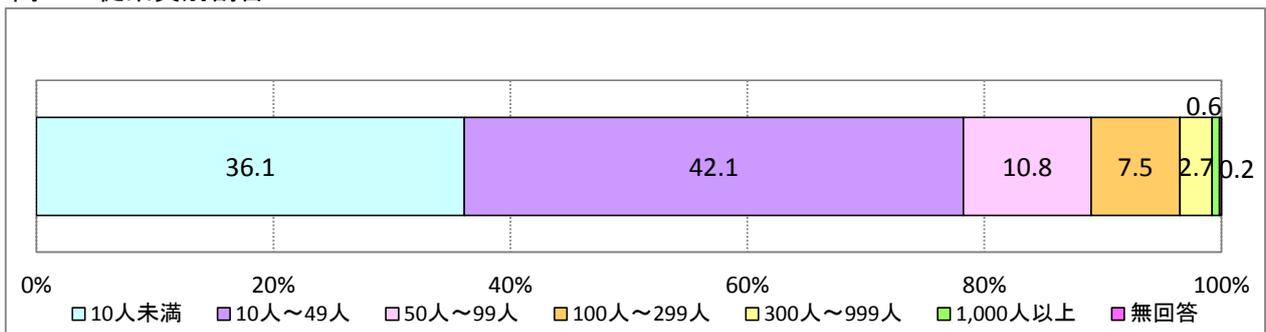
2. 回答施設の状況

- ・施設別割合では、「教育機関(24.3%)」が最も高く、次いで「公民館・図書館等(23.1%)」であった。官公庁(10.2%)を加え、回答施設の約7割が公的機関であった。
- ・従業員別割合は、「10人～49人(42.1%)」が最も高く、次いで「10人未満(36.1%)」で、約8割の施設が50人未満の施設であった。
- ・男女別割合では、「6割以上が女性の施設(6割以上が女性+ほぼ全員女性)」が4割強であった。一方で、「6割以上が男性の施設(6割以上が男性+ほぼ全員男性)」が約3割であった。

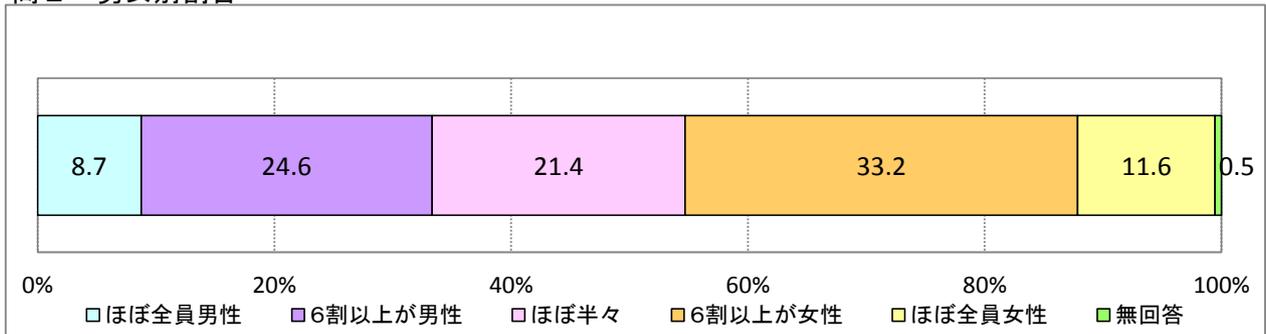
施設別割合



問1 従業員別割合



問2 男女別割合

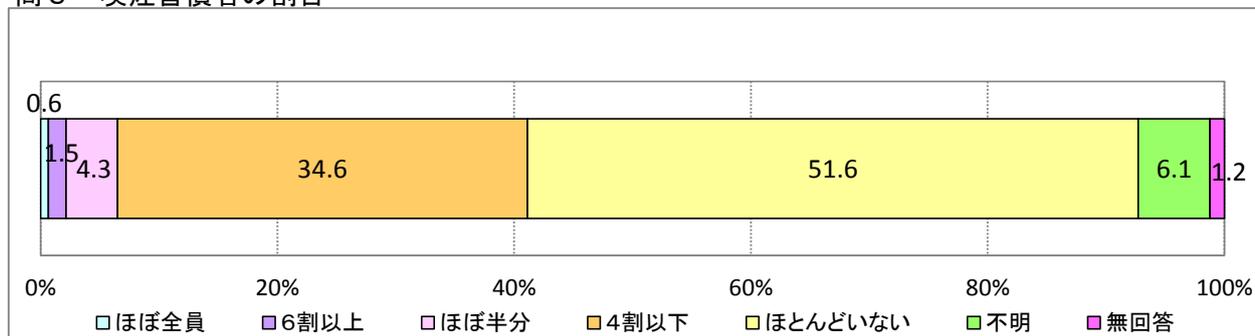


Ⅲ 調査結果の概要（全体）

1. 喫煙習慣者の割合

喫煙習慣者が、「4割以下」又は「ほとんどいない」と回答した施設をあわせて86.2%であった。

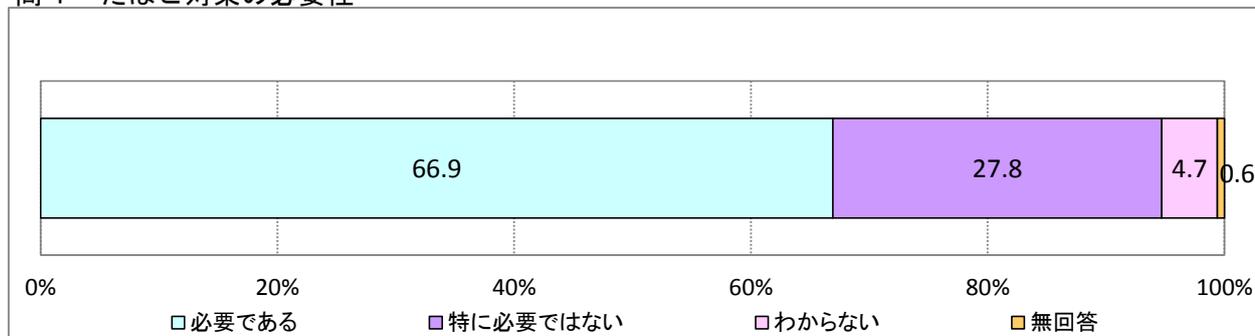
問3 喫煙習慣者の割合



2. たばこ対策の必要性

たばこ対策が「必要である」と回答した施設は、66.9%であった。

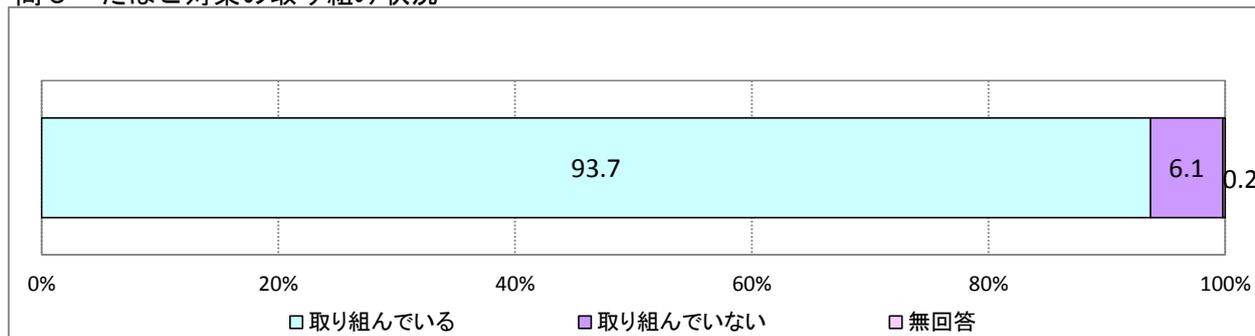
問4 たばこ対策の必要性



3. たばこ対策の取り組み状況

たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した施設は、93.7%であった。

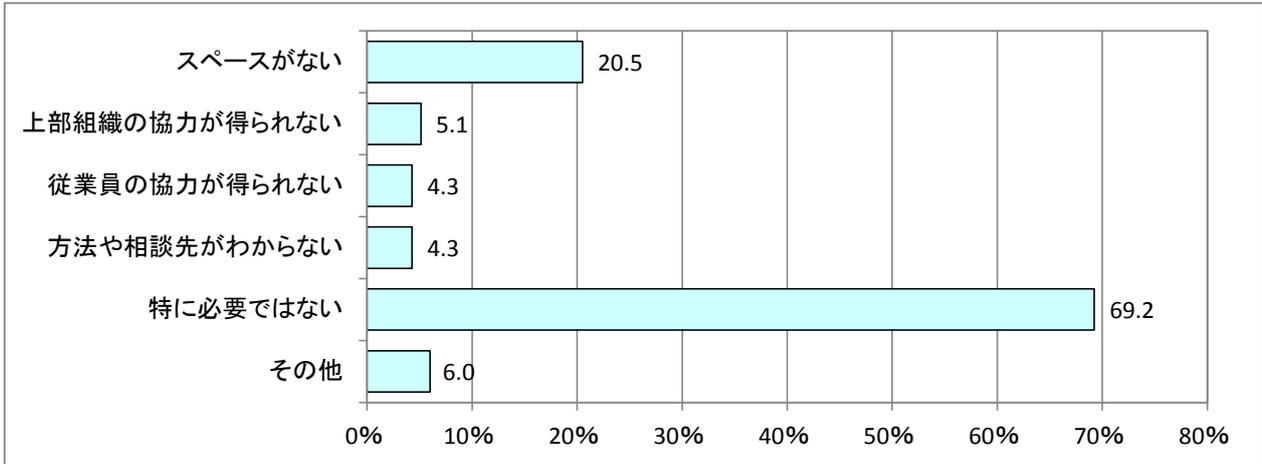
問5 たばこ対策の取り組み状況



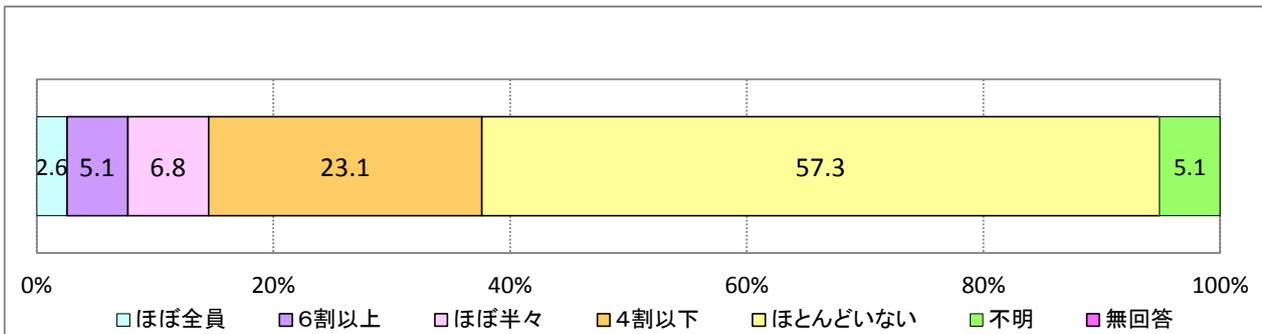
4. たばこ対策に取り組んでいない理由

- ・たばこ対策に「取り組んでいない」と回答した117施設に、その理由を聞いたところ、「特に必要ではない(69.2%)」が最も高く、次いで「スペースがない(20.5%)」であった。
- ・たばこ対策に取り組んでいない施設の喫煙習慣者の割合は、「ほとんどいない(57.3%)」が最も高く、次いで「4割以下(23.1%)」であった。
- ・たばこ対策について、必要と思っているが実際には取り組んでいない21施設に、その理由を聞いたところ、「スペースがない(42.9%)」が最も高く、次いで「方法や相談先がわからない(19.0%)」であった。

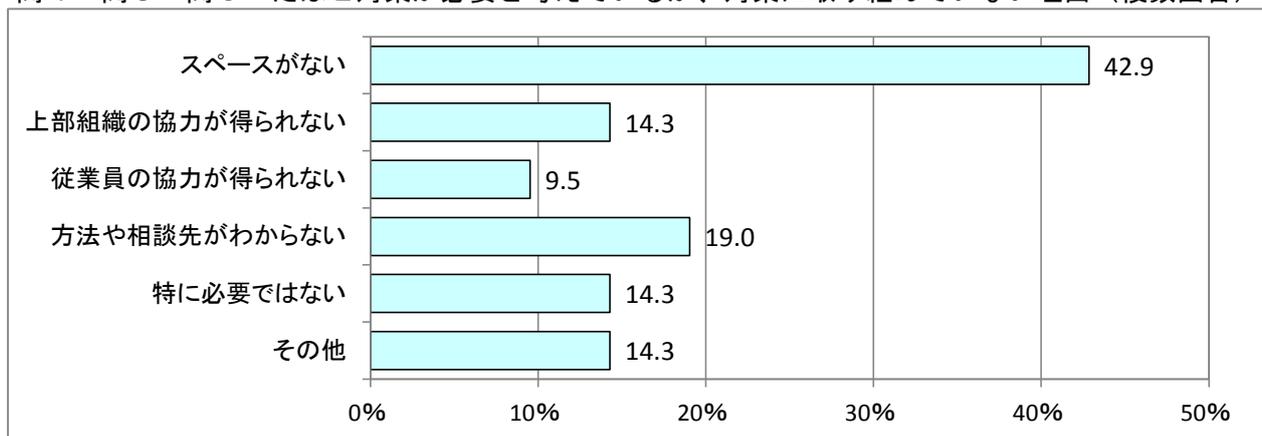
問6 たばこ対策に取り組んでいない理由（複数回答）



問3×問5 たばこ対策に取り組んでいない施設の、喫煙習慣者の割合



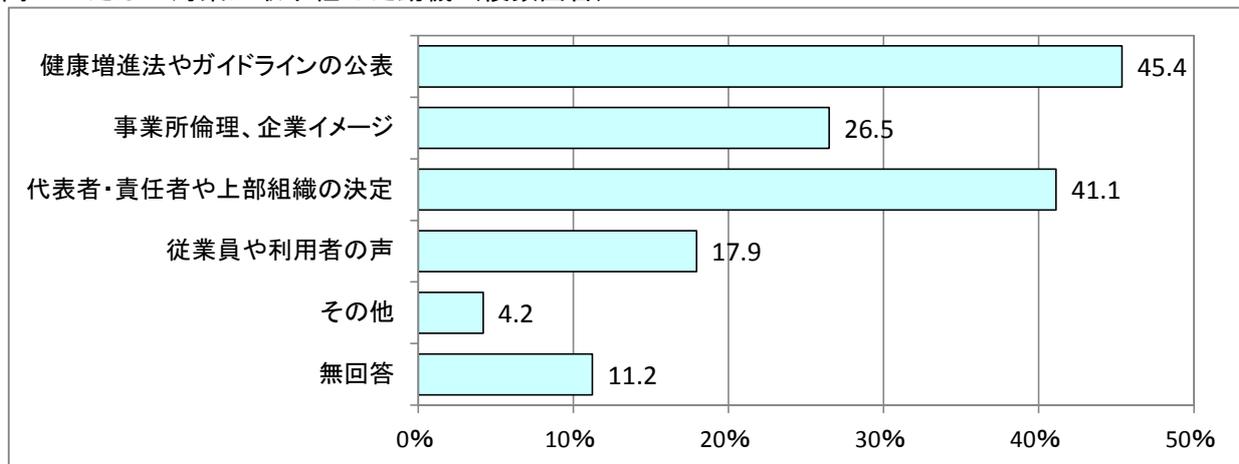
問4×問5×問6 たばこ対策が必要と考えているが、対策に取り組んでいない理由（複数回答）



5. たばこ対策に取り組んだ動機

たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した1,790施設に、たばこ対策に取り組んだ動機を聞いたところ、「健康増進法やガイドラインの公表による(45.4%)」が最も高く、次いで「上部組織の決定(41.1%)」であった。

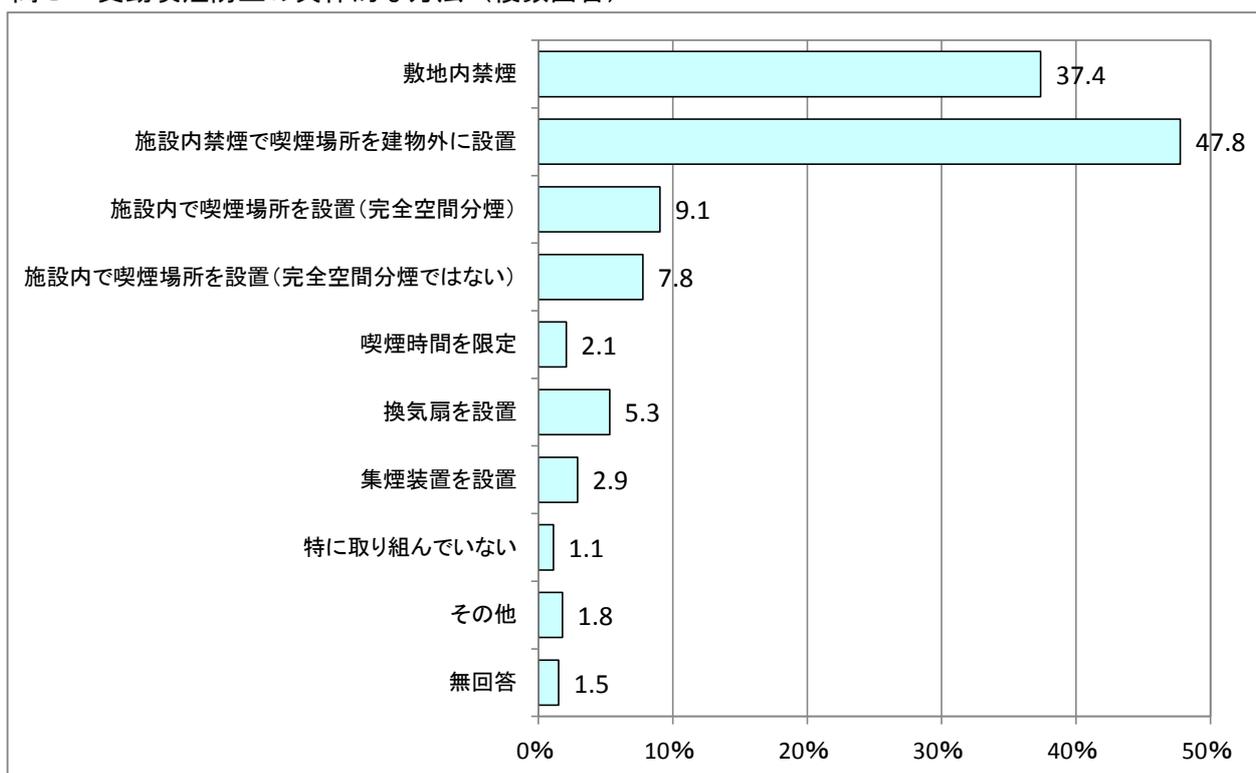
問7 たばこ対策に取り組んだ動機（複数回答）



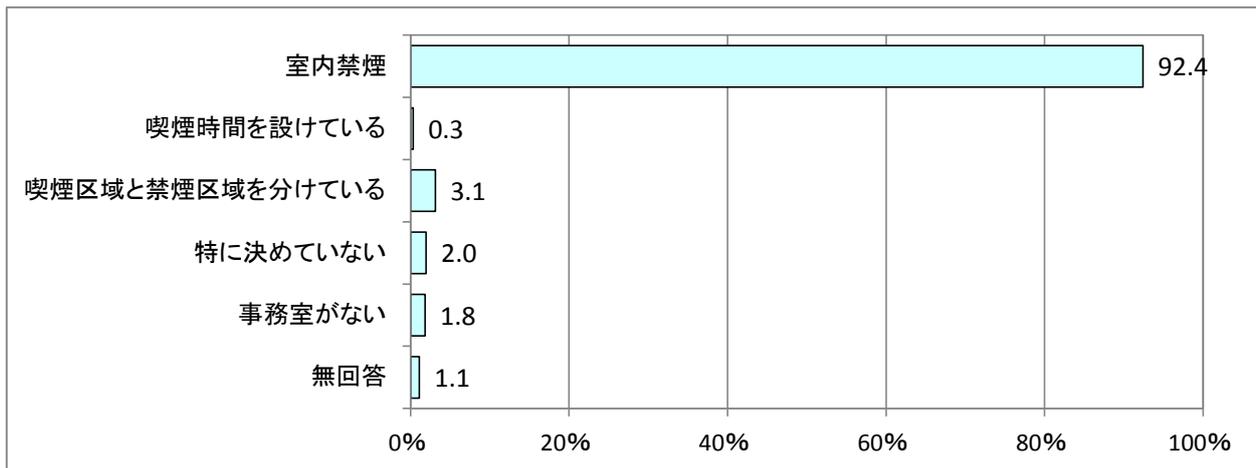
6. 受動喫煙防止の具体的な方法

- ・たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した1,790施設に、受動喫煙防止の具体的な方法を聞いたところ、「施設内禁煙で喫煙場所を建物外に設置(47.8%)」が最も高く、次いで「敷地内禁煙(37.4%)」、「施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙)(9.1%)」であった。
- ・場所別の取り組み状況は、いずれの場所でも「室内禁煙」が最も高かった。

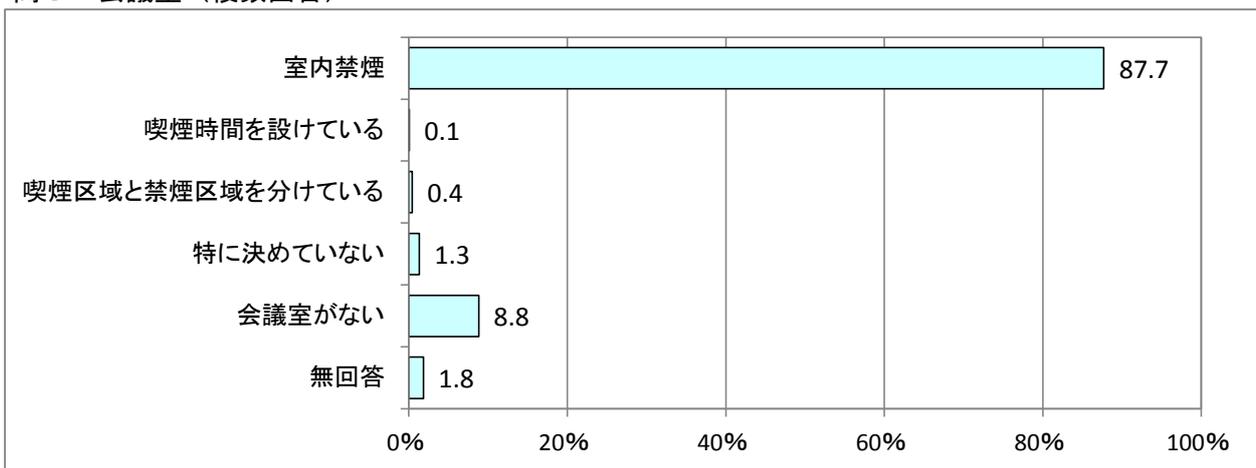
問8 受動喫煙防止の具体的な方法（複数回答）



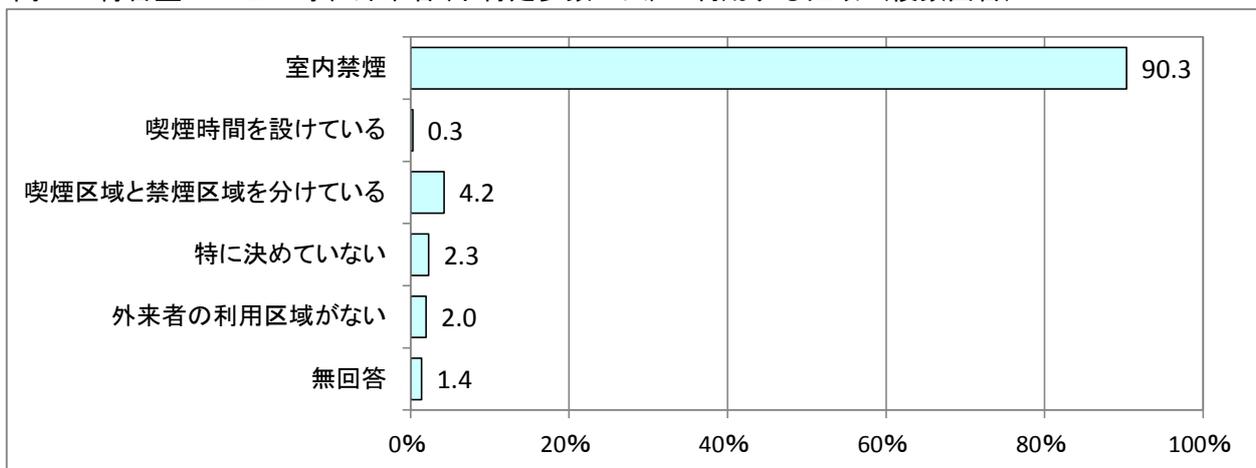
問9 事務室（複数回答）



問9 会議室（複数回答）



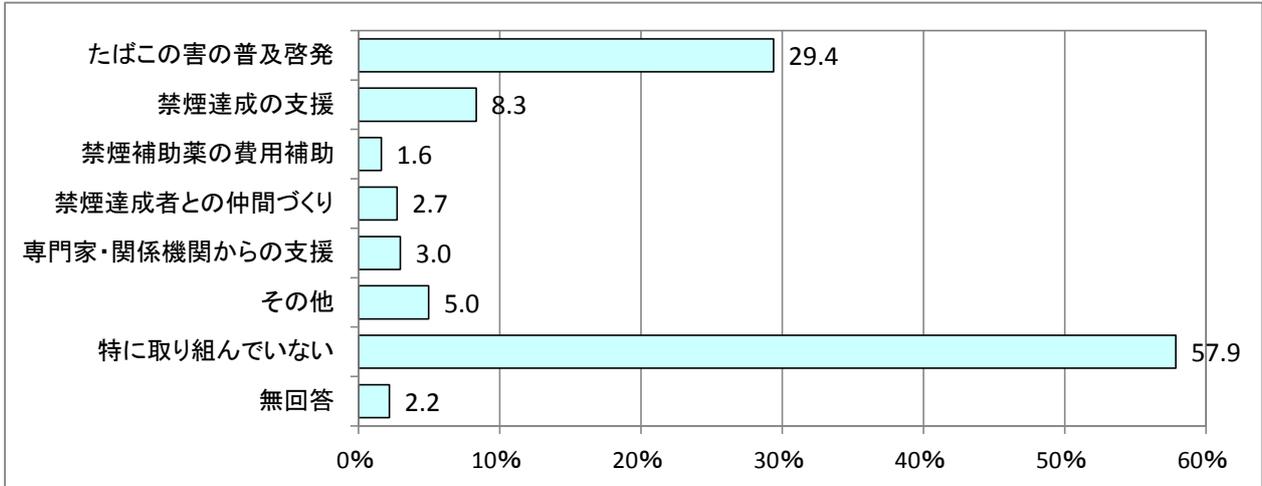
問9 待合室・ロビー等、外来者（不特定多数の人）が利用する区域（複数回答）



7. 喫煙者への禁煙支援の取り組み状況

たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した1,790施設に、喫煙者への禁煙支援を行っているかを聞いたところ、「特に取り組んでいない(57.9%)」が最も高かったが、支援の内容で最も高かったのは、「たばこの害の正しい知識の普及啓発(29.4%)」であった。

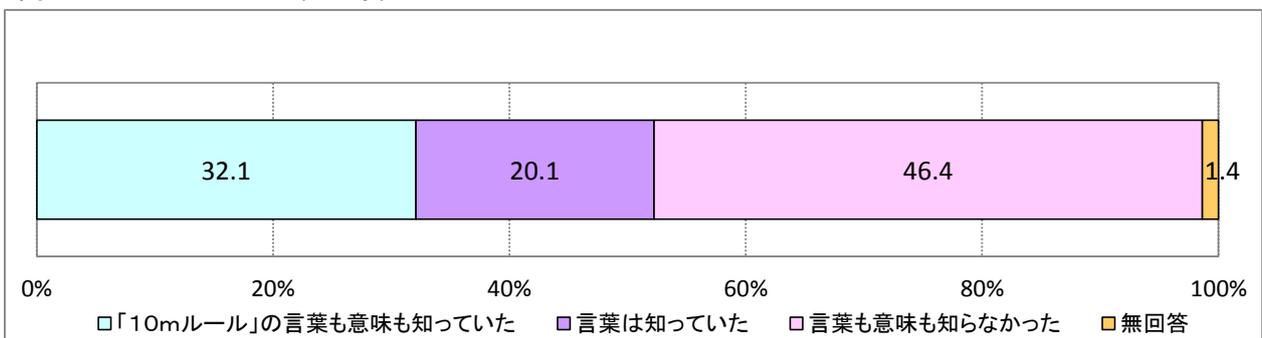
問10 喫煙者への禁煙支援の取り組み状況（複数回答）



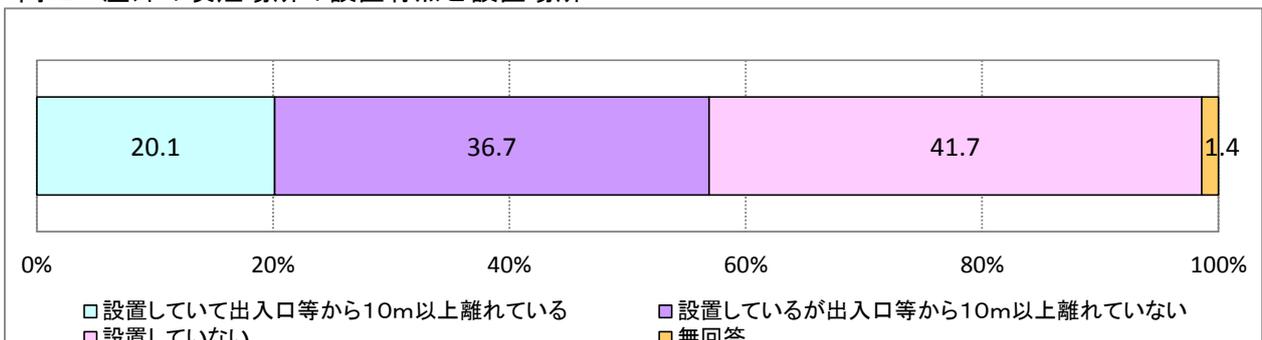
8. 10mルールの認知度と設置の有無・場所

- ・「10mルール」の認知度については、「言葉も意味も知らなかった(46.4%)」が最も高く、次いで「言葉も意味も知っていた(32.1%)」「言葉は知っていた(20.1%)」であった。
- ・屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所については、「設置していない(41.7%)」が最も高く、次いで「設置しているが出入口等から10m以上離れていない(36.7%)」、「設置していて出入口等から10m以上離れている(20.1%)」であった。
- ・出入口等から10m以上離れていないと回答した702施設に、「10mルール」の認知度を聞いたところ、「言葉も意味も知らなかった(51.7%)」が最も高く、次いで「言葉も意味も知っていた(24.5%)」、「言葉は知っていた(23.5%)」であった。

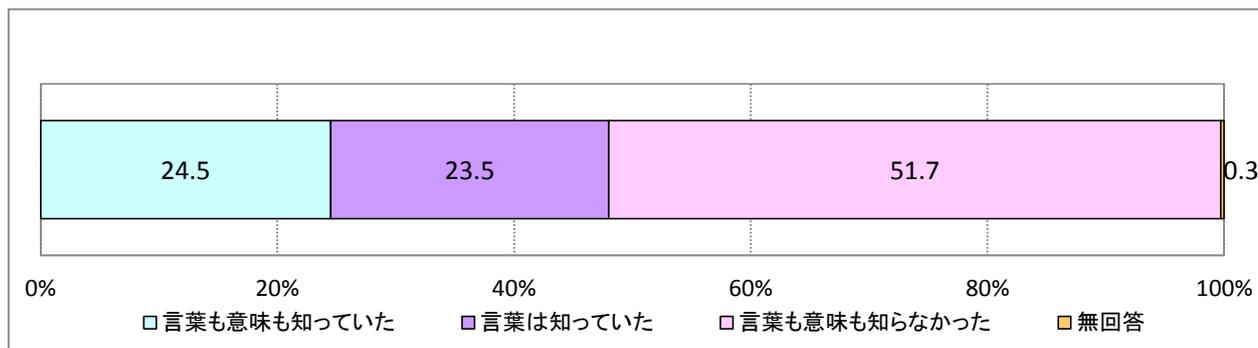
問11 10mルールの認知度



問12 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所



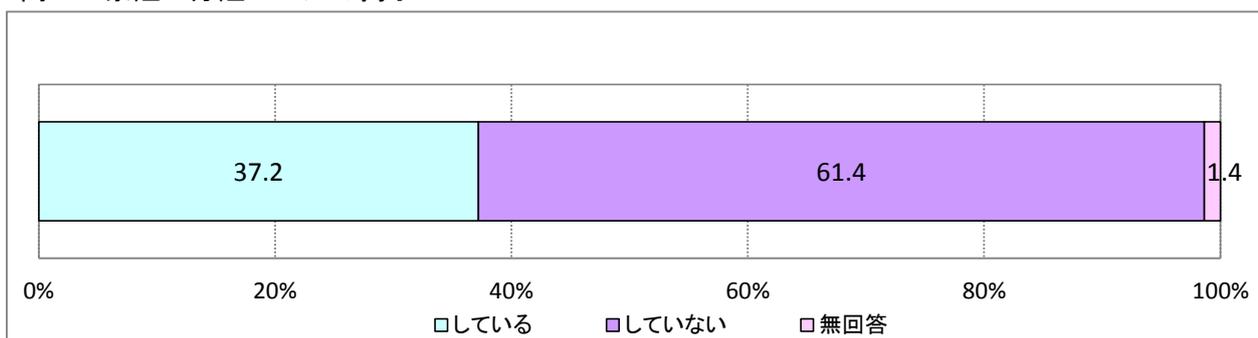
問11×問12 出入口等から10m以上離れていない施設の認知度



9. 禁煙・分煙レベルに応じた標示の掲示

禁煙・分煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所(施設の入口等)に掲示しているか聞いたところ、「している」と回答した施設は37.2%であった。

問13 禁煙・分煙レベルの掲示

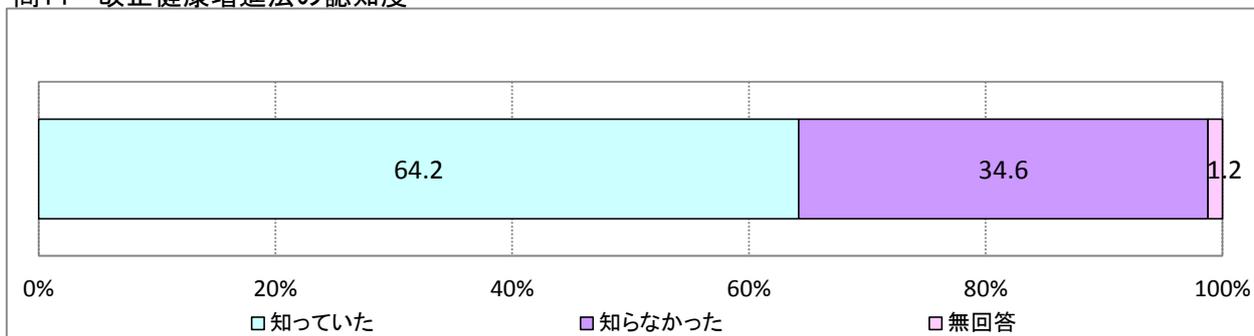


10. 改正健康増進法の認知度

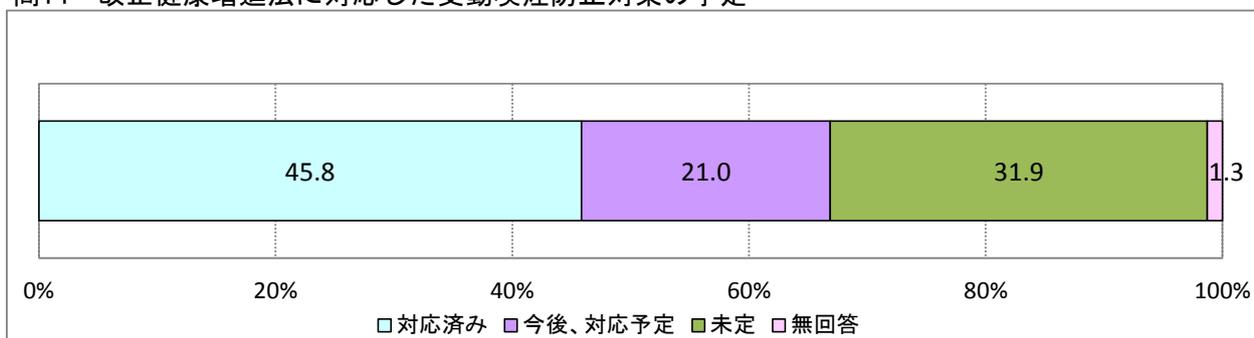
健康増進法の改正により、多数の方が利用される施設の管理者に対して施設の類型・場所ごとに受動喫煙の防止措置が義務化されることを「知っていた」と回答した施設は64.2%であった。

また、改正健康増進法に対応した受動喫煙防止対策を取る予定については、「対応済み(45.8%)」が最も多く、「未定(31.9%)」、「今後対応予定(21.0%)」であった。

問14 改正健康増進法の認知度



問14 改正健康増進法に対応した受動喫煙防止対策の予定

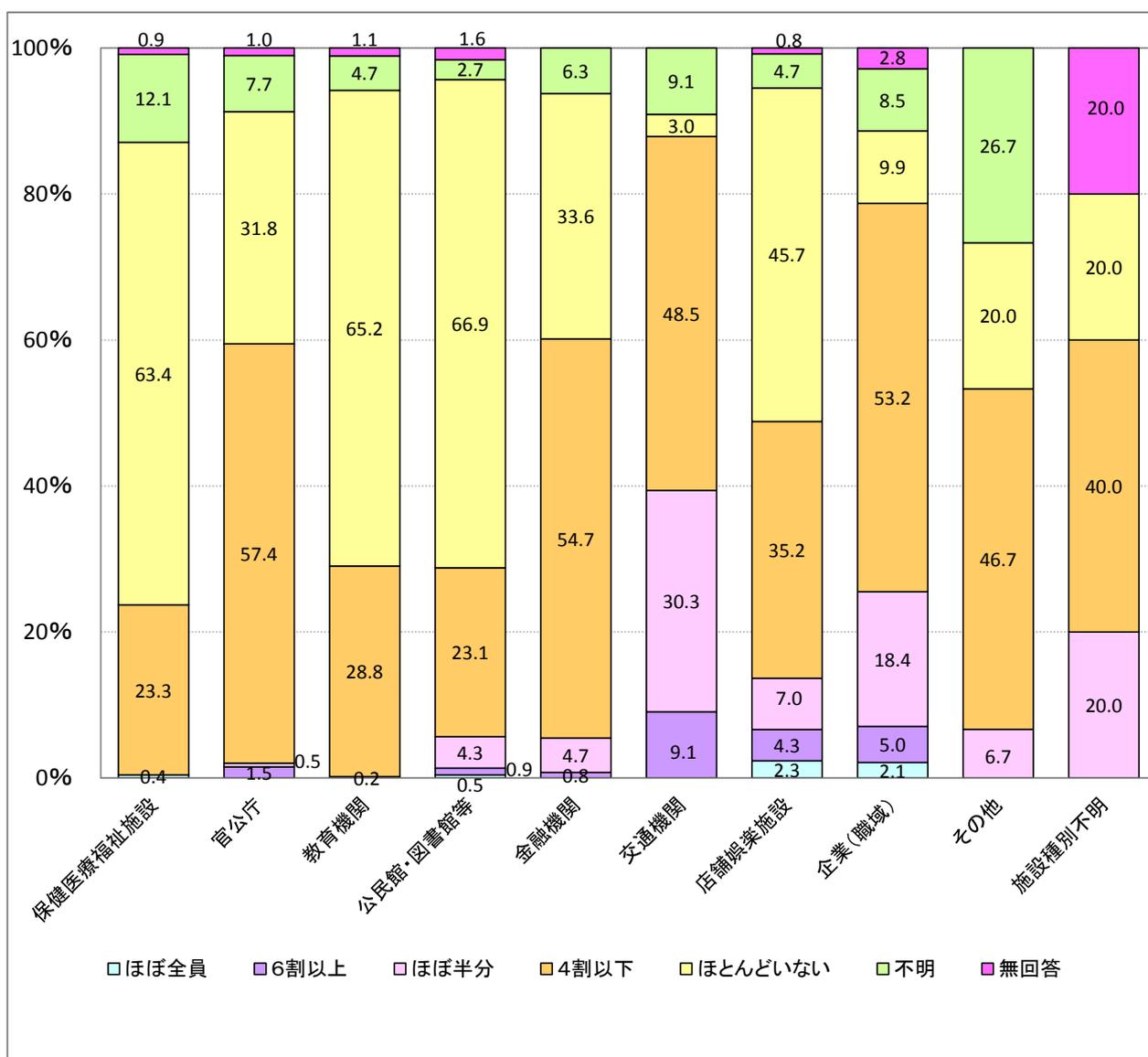


IV 調査結果の概要（施設別）

1. 喫煙習慣者の割合

- ・喫煙習慣者が半分以上いる施設（ほぼ全員＋6割以上＋ほぼ半分）は、「交通機関」で約4割と最も高く、次いで「企業(職域)」の2割であった。
- ・喫煙習慣者が「ほとんどいない」と回答した施設は、「公民館・図書館等(66.9%)」が最も高く、次いで「教育機関(65.2%)」「保健医療福祉施設(63.4%)」であった。

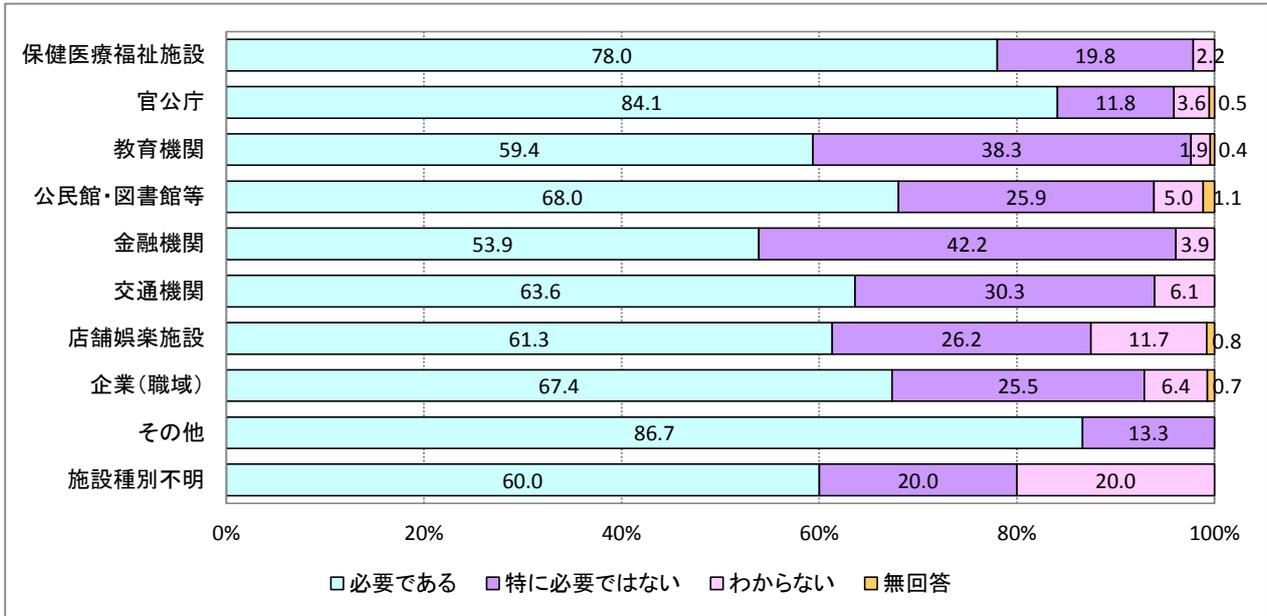
問3 喫煙習慣者の割合



2. たばこ対策の必要性

たばこ対策が「必要である」と回答した施設は、「官公庁」で8割と最も高く、次いで「保健医療福祉施設」の7割であった。

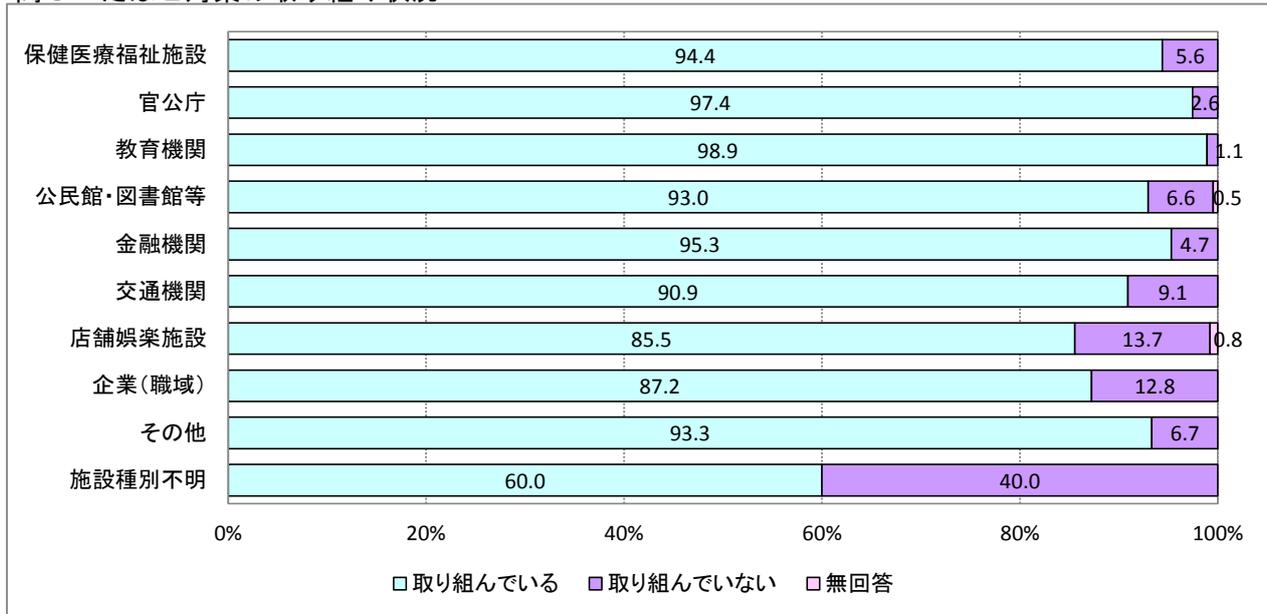
問4 たばこ対策の必要性



3. たばこ対策の取り組み状況

たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した施設は「その他」以外は、80%台から90%台であった。

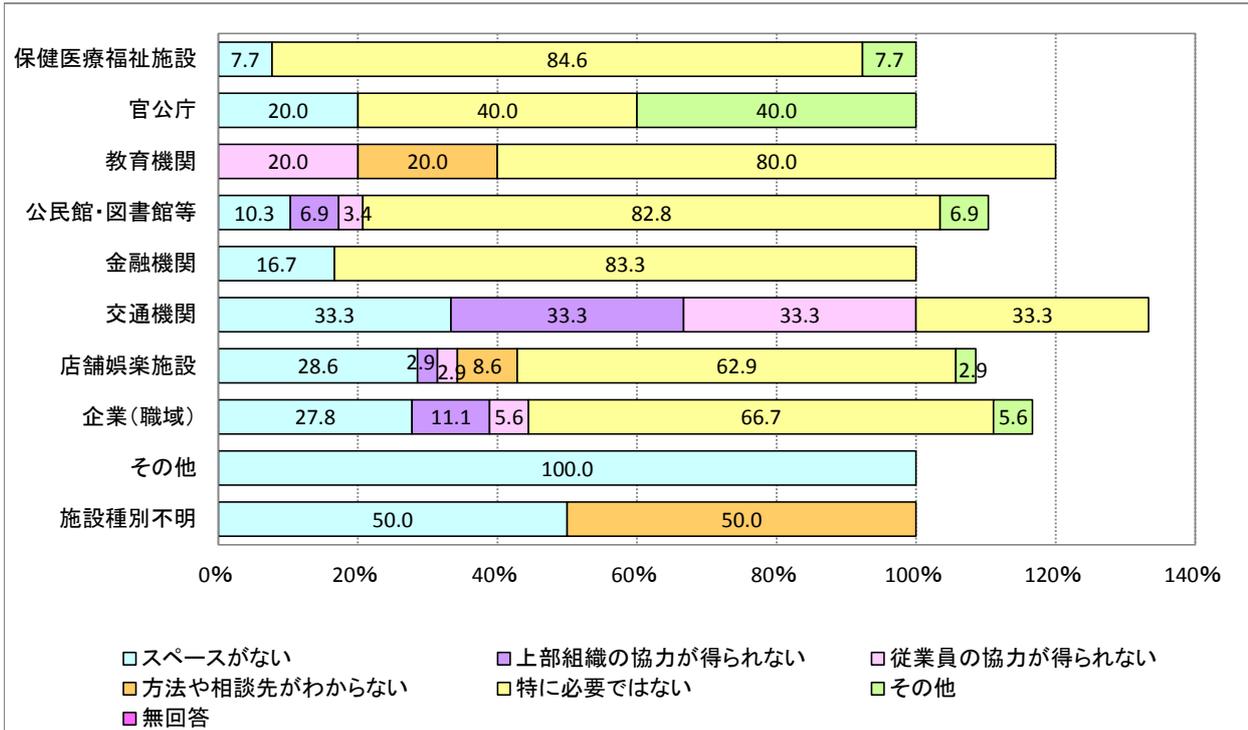
問5 たばこ対策の取り組み状況



4. たばこ対策に取り組んでいない理由

たばこ対策に「取り組んでいない」と回答した117施設に、その理由を聞いたところ、「特に必要ではない」が最も高かった。

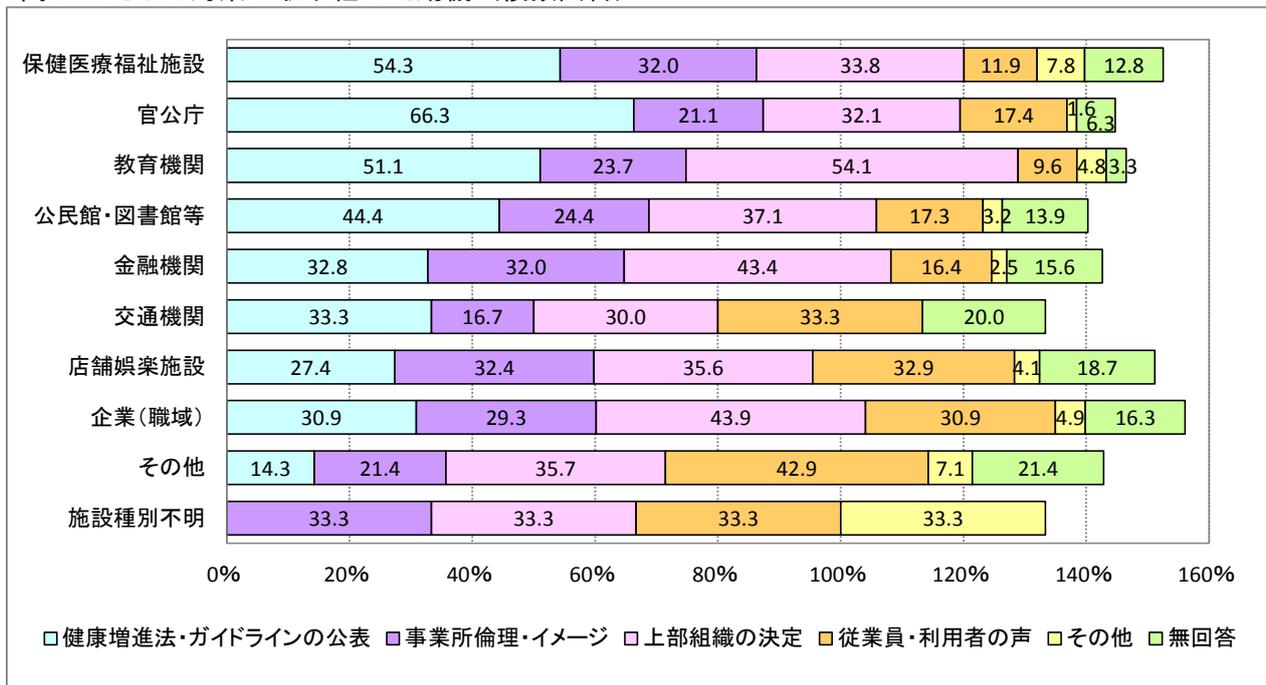
問6 たばこ対策に取り組んでいない理由（複数回答）



5. たばこ対策に取り組んだ動機

たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した1,790施設に、たばこ対策に取り組んだ動機を聞いたところ、官公庁、保健医療福祉施設、公民館・図書館等、交通機関においては、「健康増進法やガイドラインの公表」が最も高く、教育機関、金融機関、店舗娯楽施設、企業（職域）においては「上部組織の決定」が最も高かった。

問7 たばこ対策に取り組んだ動機（複数回答）



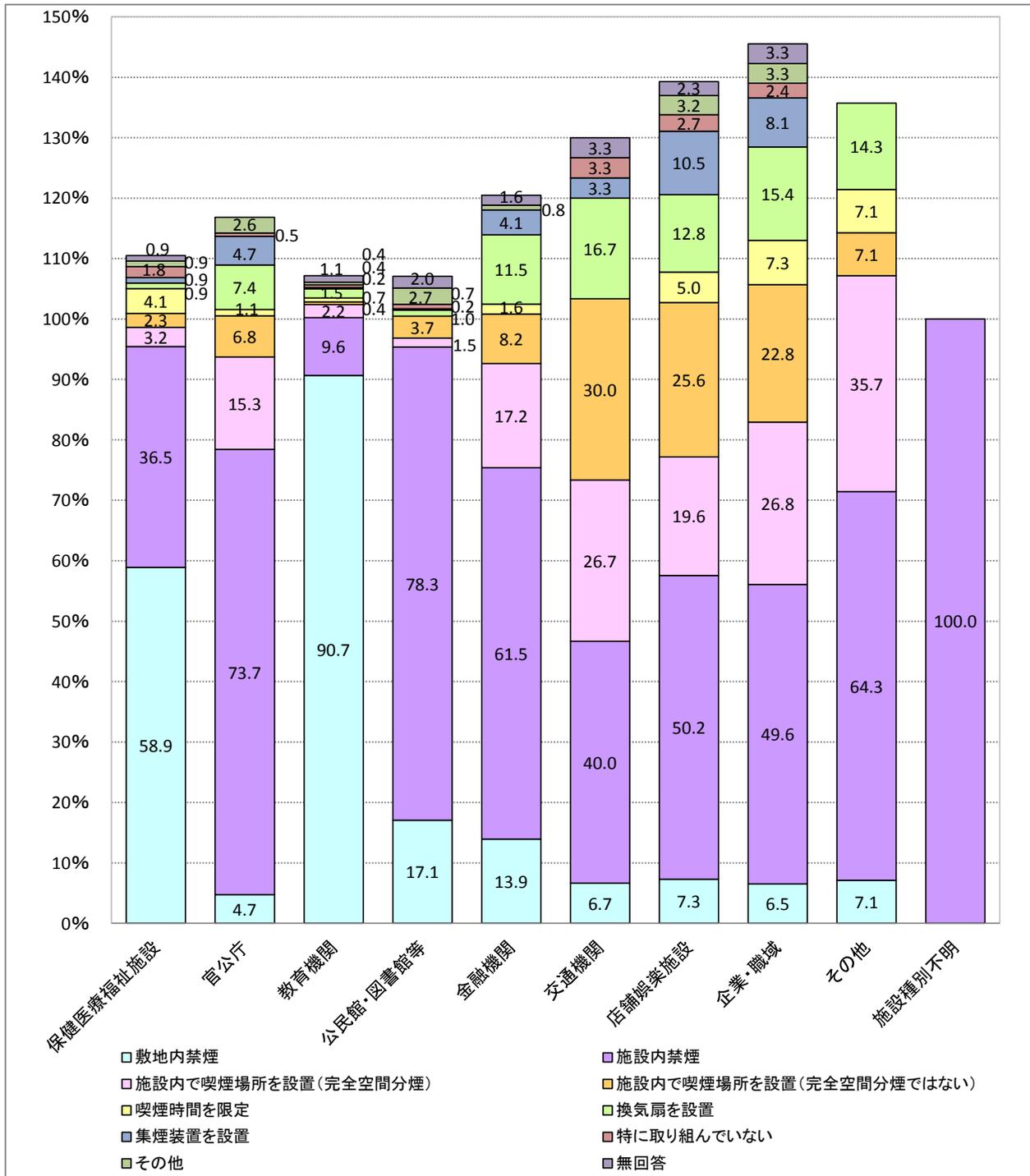
6. 受動喫煙防止の具体的な方法

- ・「敷地内禁煙」は、教育機関(90.7%)が最も高く、次いで保健医療福祉施設(58.9%)であった。
- ・「施設内禁煙」は、公民館・図書館等(78.3%)が最も高く、次いで官公庁(73.7%)、その他(64.3%)、金融機関(61.5%)の順であった。
- ・教育機関を除く全ての施設で、受動喫煙防止の方法として「施設内禁煙」が最も高かった。

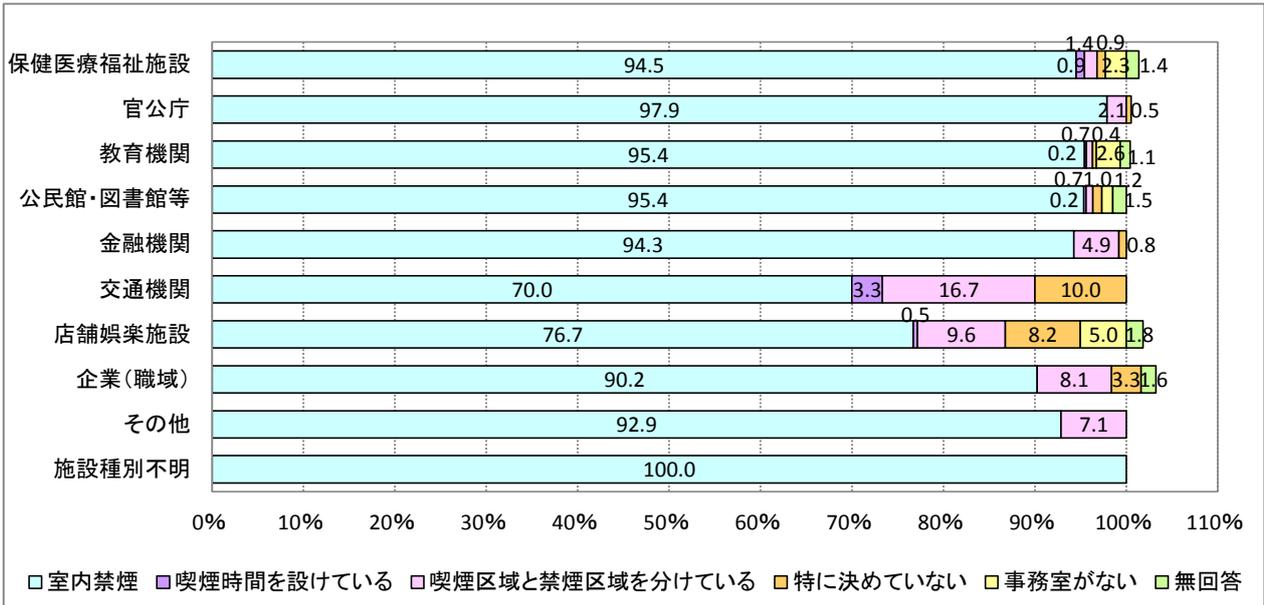
場所別の取り組みは、

- ・「事務室」は、交通機関、店舗娯楽施設を除く全ての施設で「室内禁煙」が90%以上と高かった。
- ・「会議室」は、店舗娯楽施設、交通機関を除く施設で「室内禁煙」が80%以上と高かった。
- ・「待合室、ロビー等、外来者(不特定多数の人)が利用する区域」は、交通機関、店舗娯楽施設で「喫煙区域と禁煙区域を分けている」の割合が、他の施設より高かった。

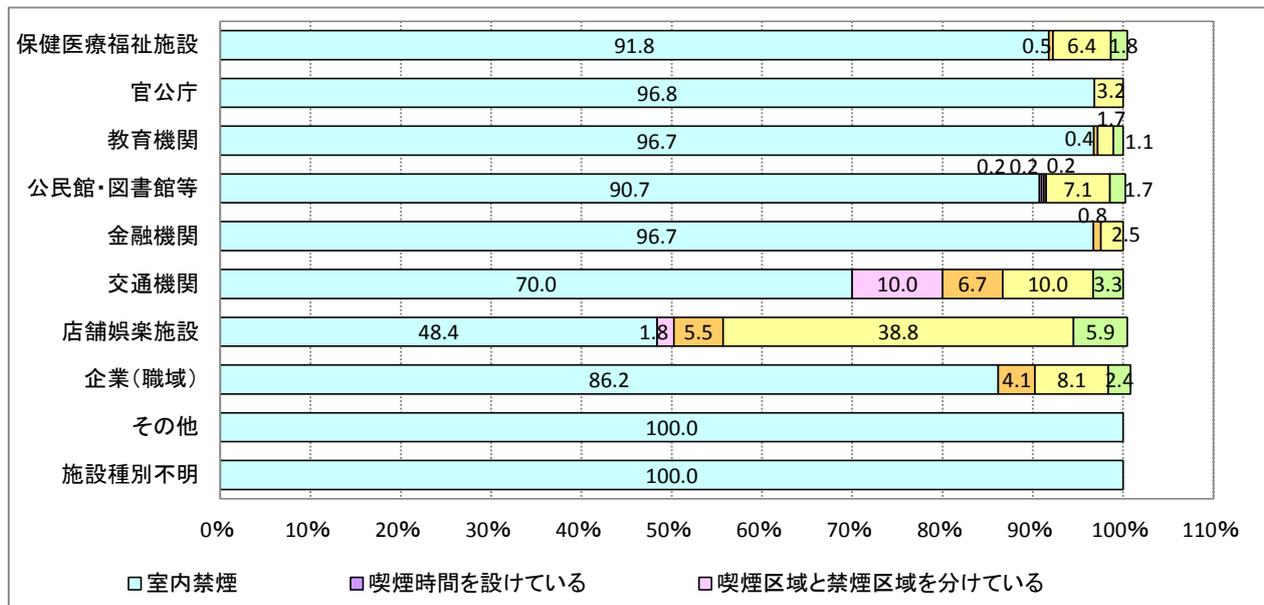
問8 受動喫煙防止の具体的な方法（複数回答）



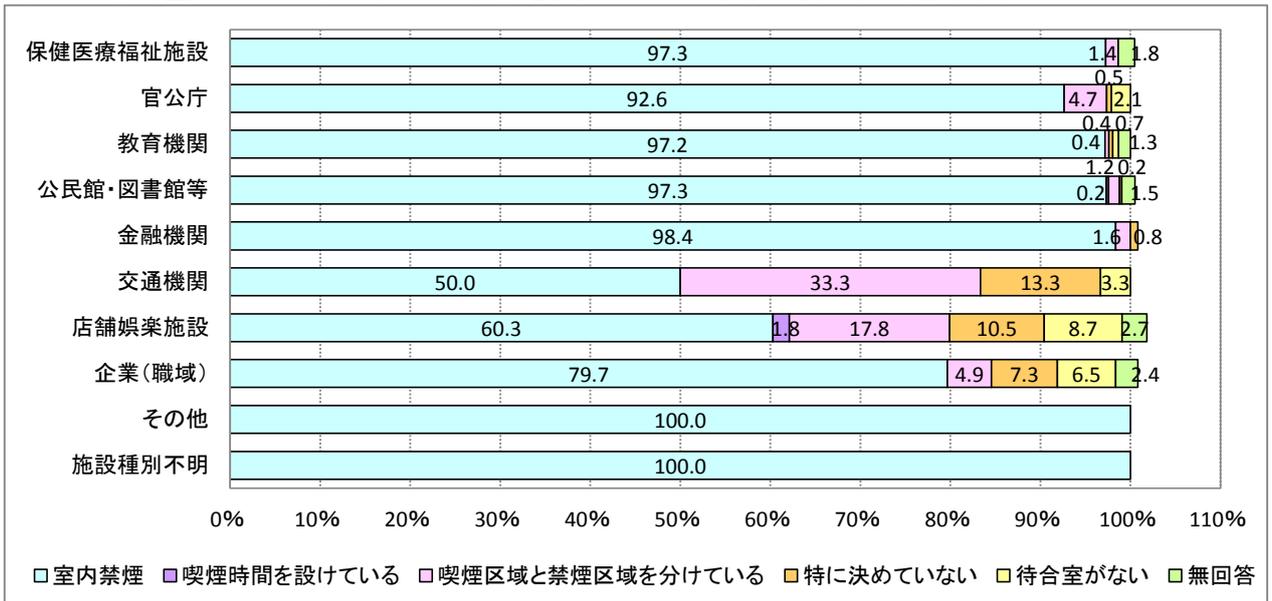
問9 事務室（複数回答）



問9 会議室（複数回答）



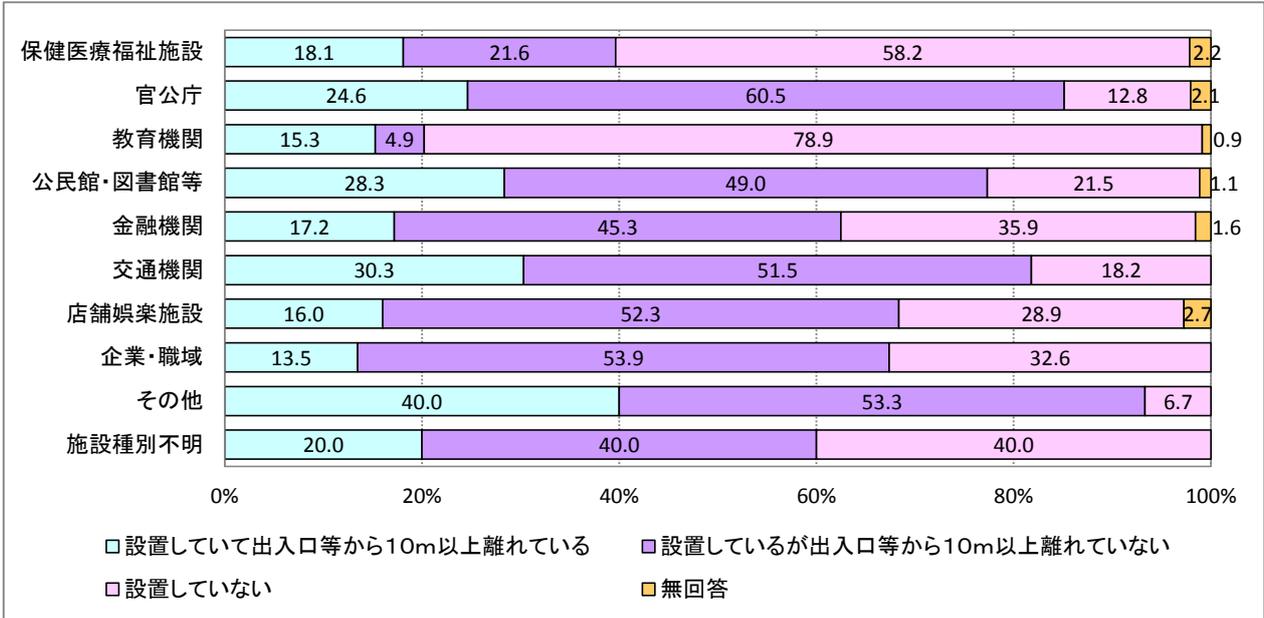
問9 待合室・ロビー等、外来者(不特定多数の人)が利用する区域（複数回答）



7. 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所

- ・「屋外に喫煙場所を設置している」と回答した施設は、官公庁(85.1%)が最も高く、次いで交通機関(81.8%)、公民館・図書館等(77.3%)であった。
- ・「設置していて出入口等から10m以上離れている」と回答した施設は、その他(40.0%)が最も高く、次いで、交通機関(30.3%)、公民館・図書館等(28.3%)であった。

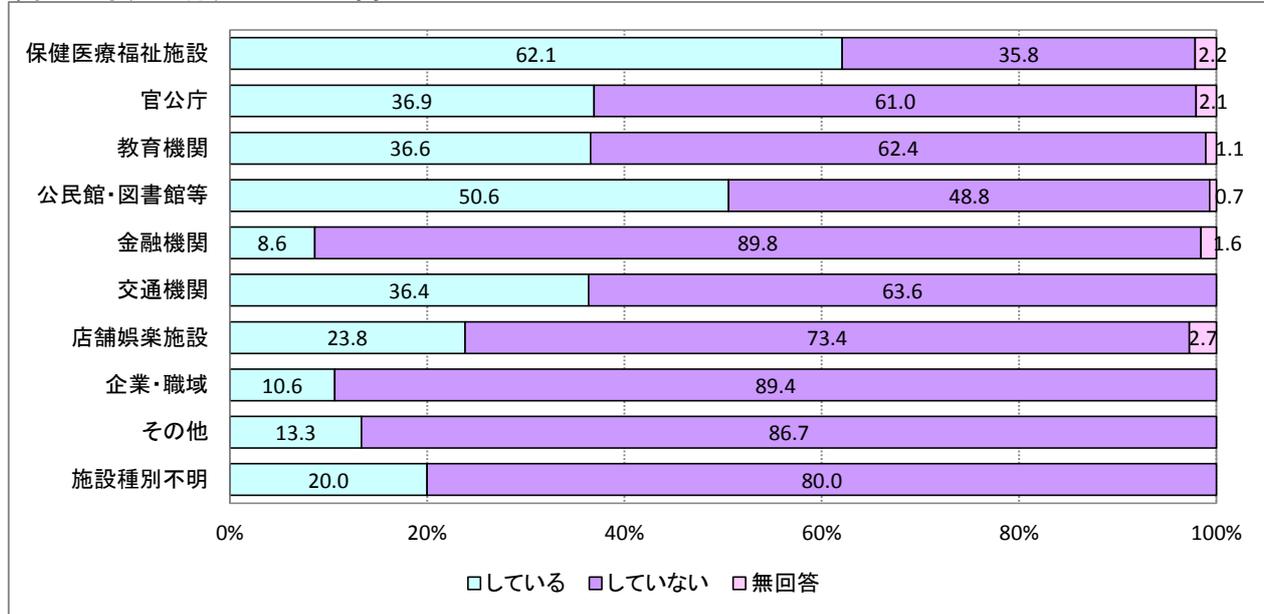
問12 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所



8. 禁煙・分煙レベルに応じた標示の掲示

禁煙・分煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所に「掲示している」と回答した施設は、保健医療福祉施設(62.1%)が最も高く、次いで公民館・図書館等(50.6%)、官公庁(36.9%)、教育機関(36.6%)であった。

問13 禁煙・分煙レベルの掲示

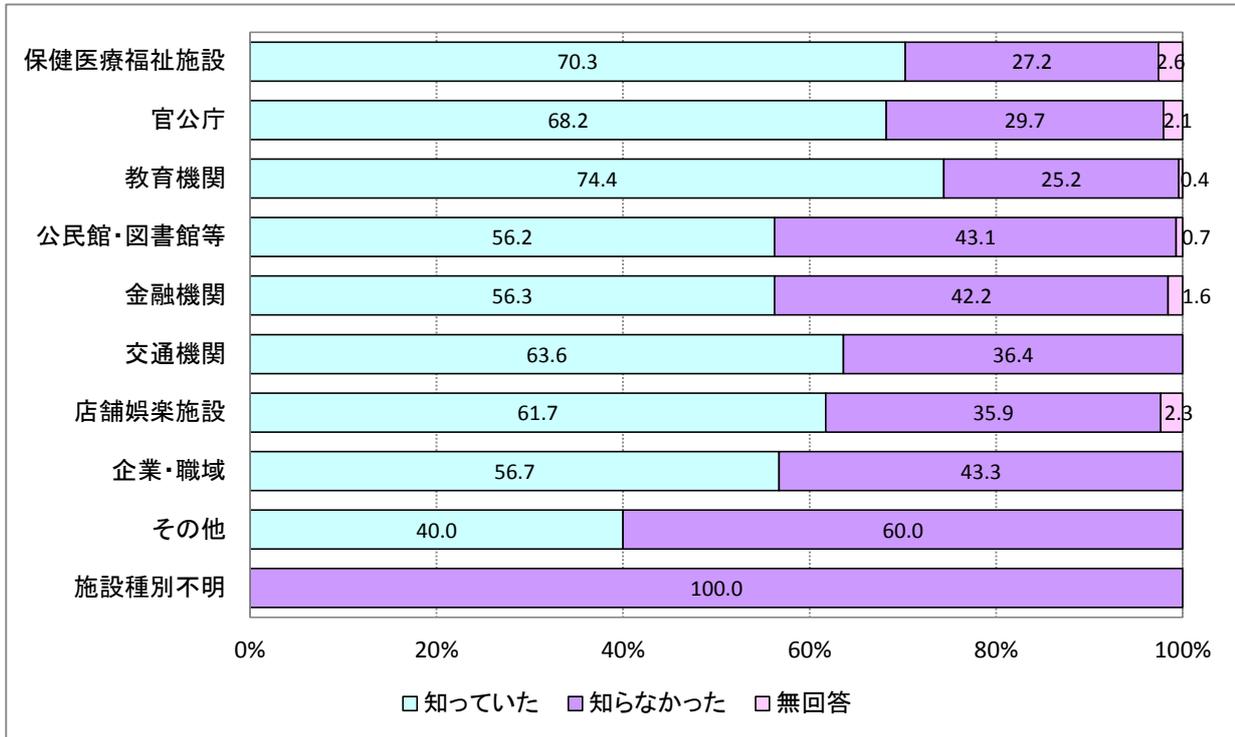


9. 改正健康増進法の認知度

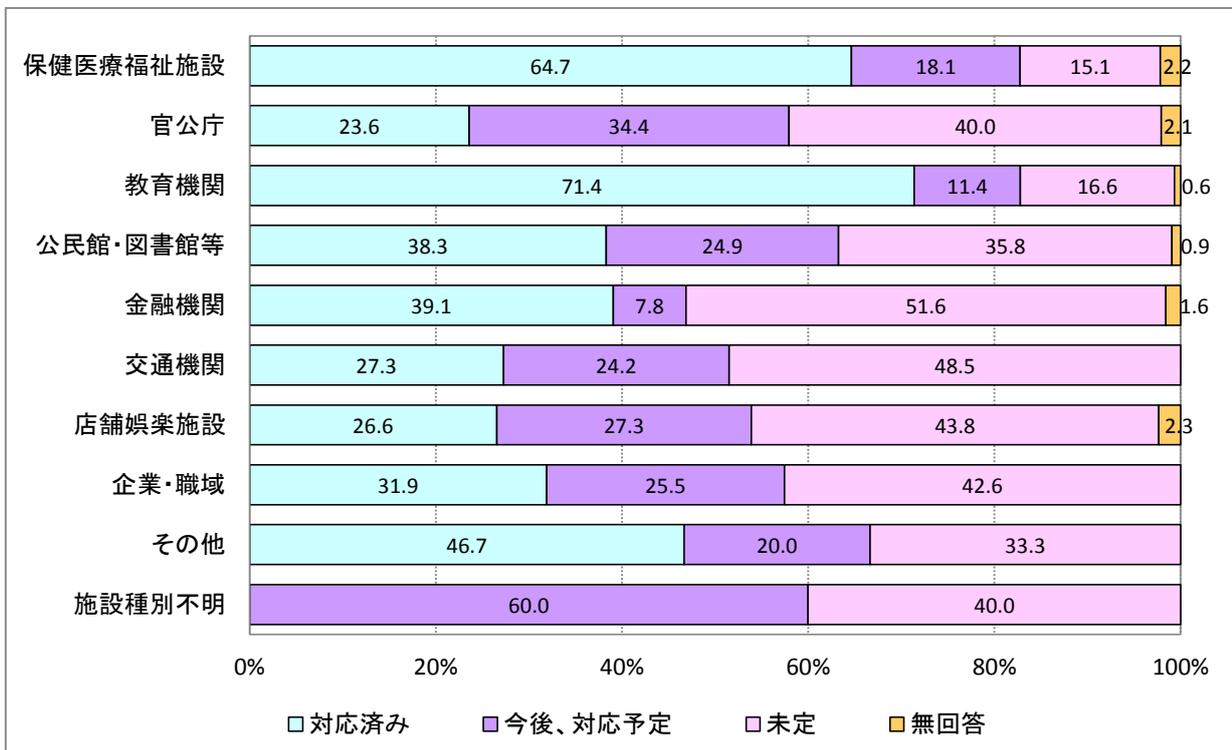
健康増進法の改正により、多数の方が利用される施設の管理者に対して施設の類型・場所ごとに受動喫煙の防止措置が義務化されることを「知っていた」と回答した施設は教育機関(74.4%)が最も高く、次いで保健医療福祉施設(70.3%)、官公庁(68.2%)であった。

また、健康増進法の改正に対応した受動喫煙防止対策を取る予定については、「対応済み」は、教育機関(71.4%)が最も多く、「未定」の施設が「今後対応予定」の施設より多い。

問14:改正健康増進法の認知度



問14:改正健康増進法に対応した受動喫煙防止対策を取る予定

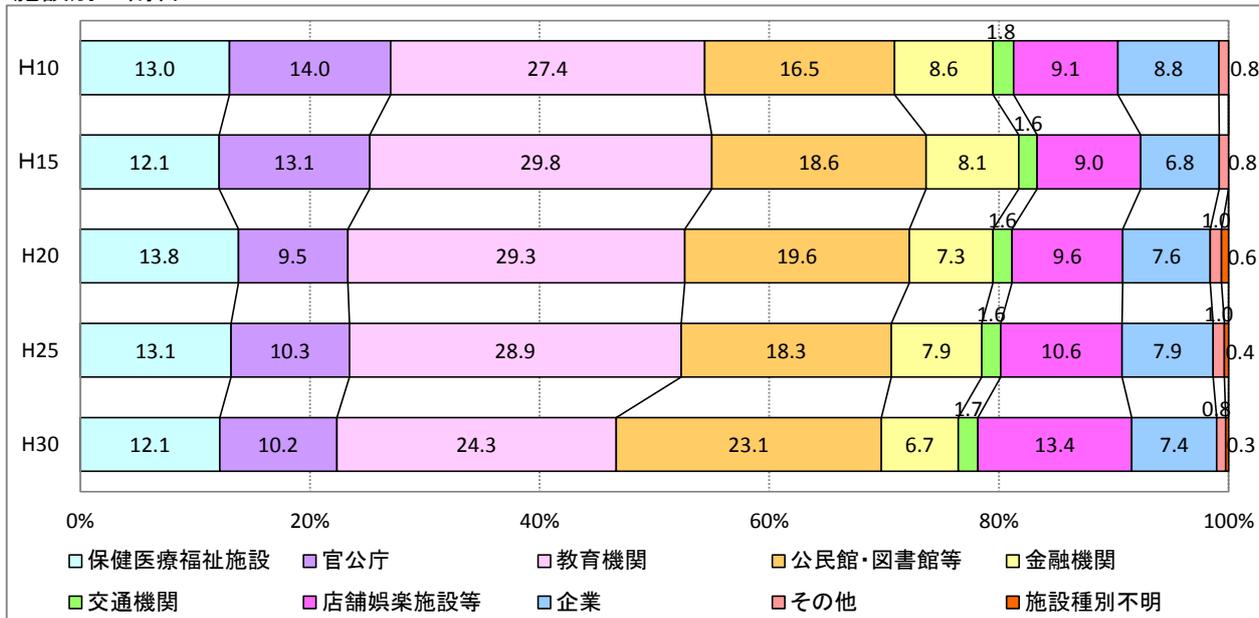


V 調査結果の概要（年度別推移 H10・H15・H20・H25・H30）

1. 回答施設の状況

施設別の割合では、調査年により多少の増減はあるが、全体では大きな差はなかった。

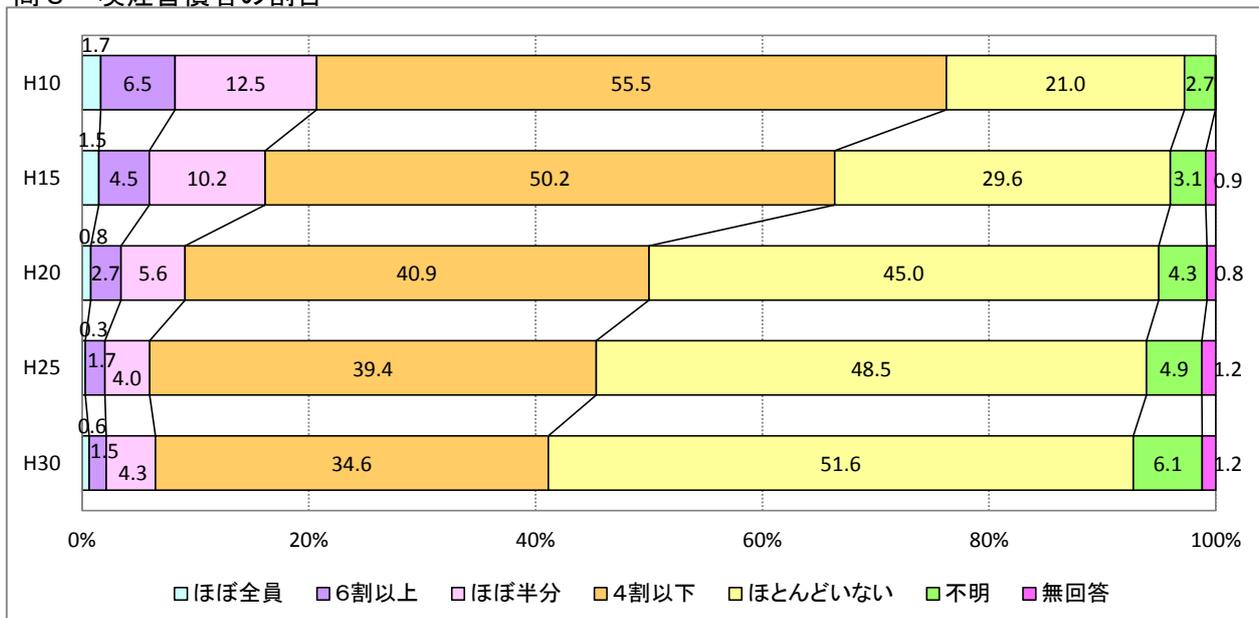
施設別の割合



2. 喫煙習慣者の割合

喫煙習慣者は、「ほぼ全員」「6割以上」「ほぼ半分」「4割以下」が年々減少傾向にあり、一方で「ほとんどいない」が、年々増加傾向である。

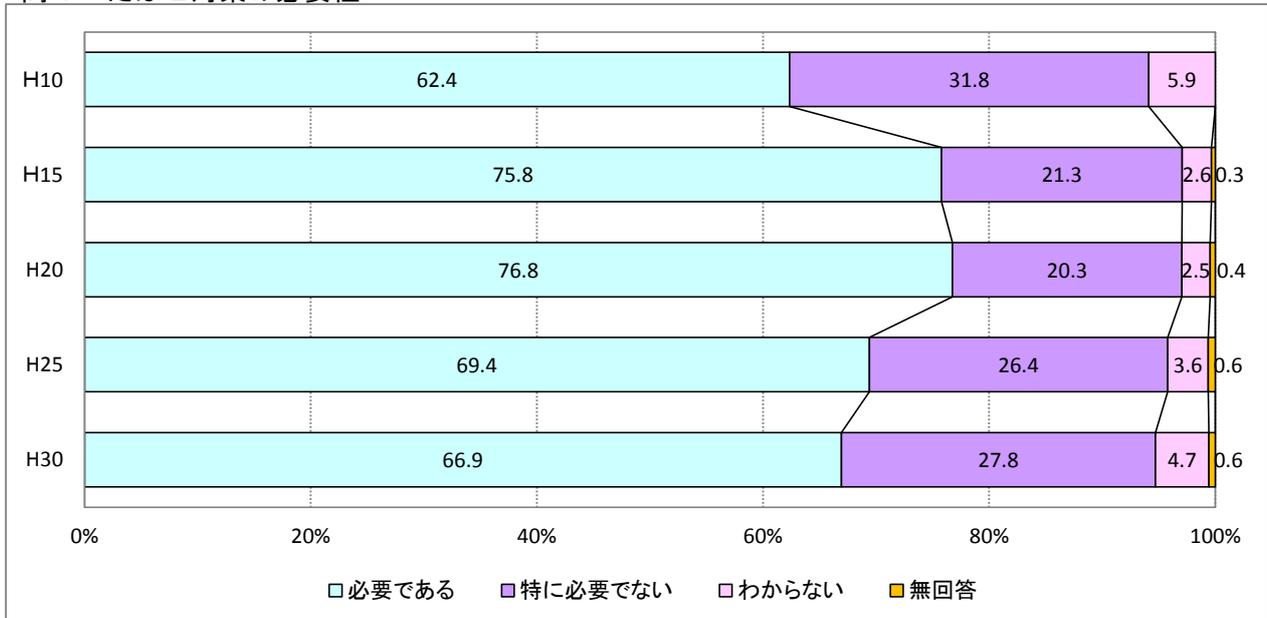
問3 喫煙習慣者の割合



3. たばこ対策の必要性

たばこ対策が「必要である」と回答した施設は、60%台～70%台で推移している。

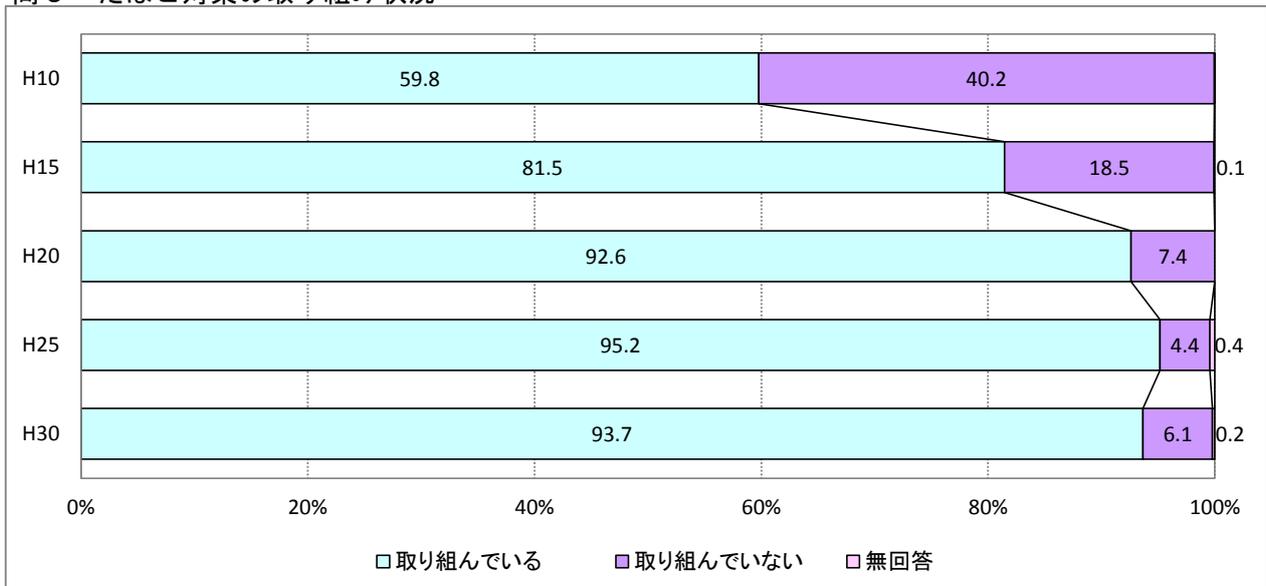
問4 たばこ対策の必要性



4. たばこ対策の取り組み状況

たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した施設は、90%台で推移している。

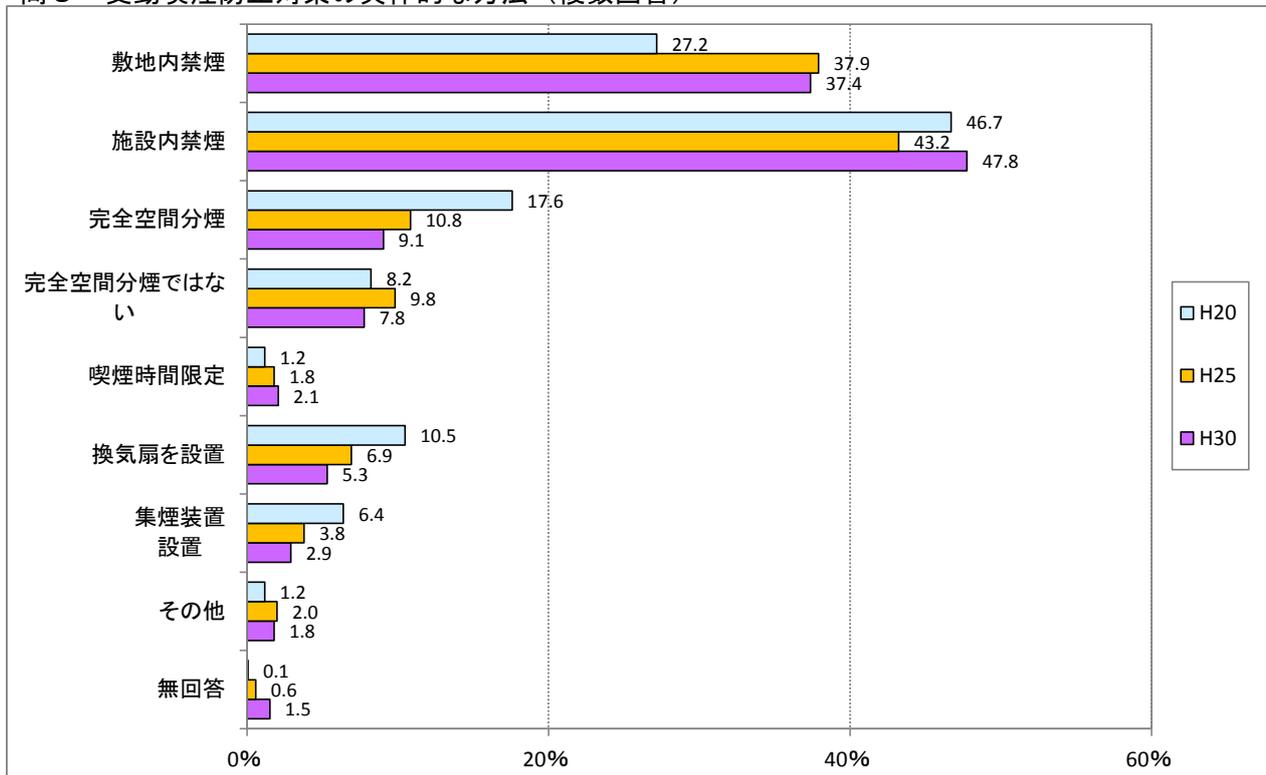
問5 たばこ対策の取り組み状況



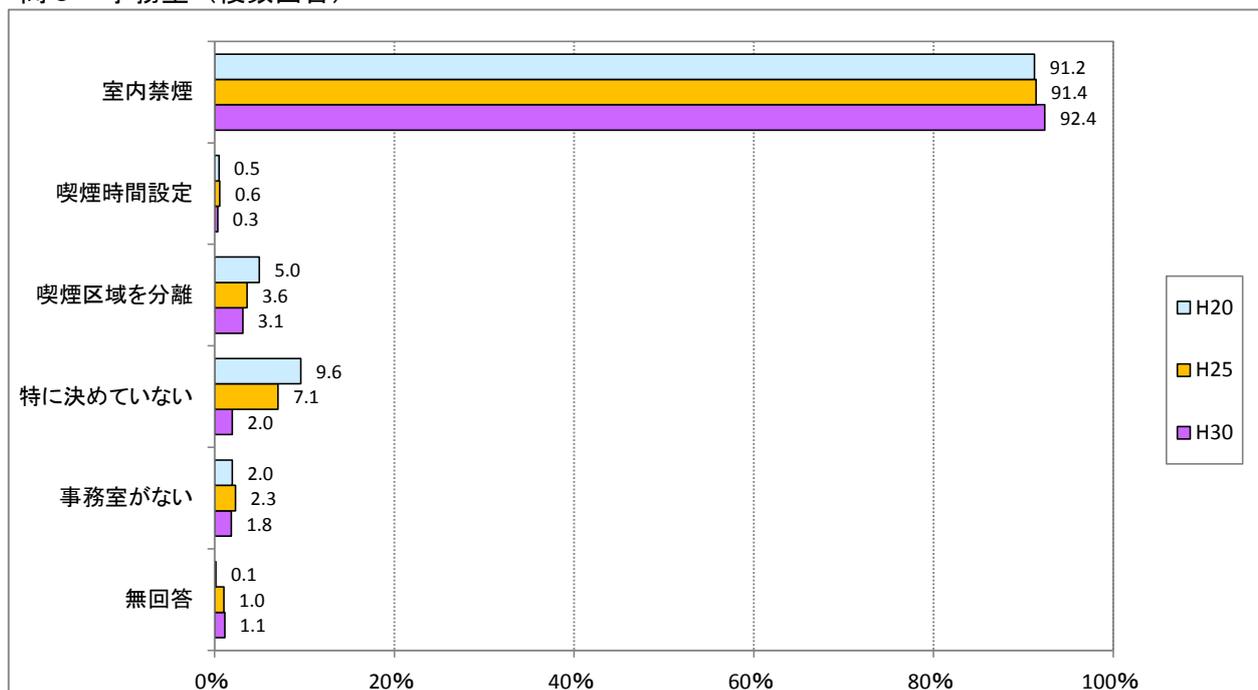
5. 受動喫煙防止対策の具体的な方法 ※H20・H25・H30（H20からの設問）

- ・受動喫煙防止の具体的な方法は、「敷地内禁煙」と「施設内禁煙」が多い。
- ・場所別の取り組みでは、「事務室」「会議室」「待合室」のいずれの場所も、「室内禁煙」が年々増加傾向である。

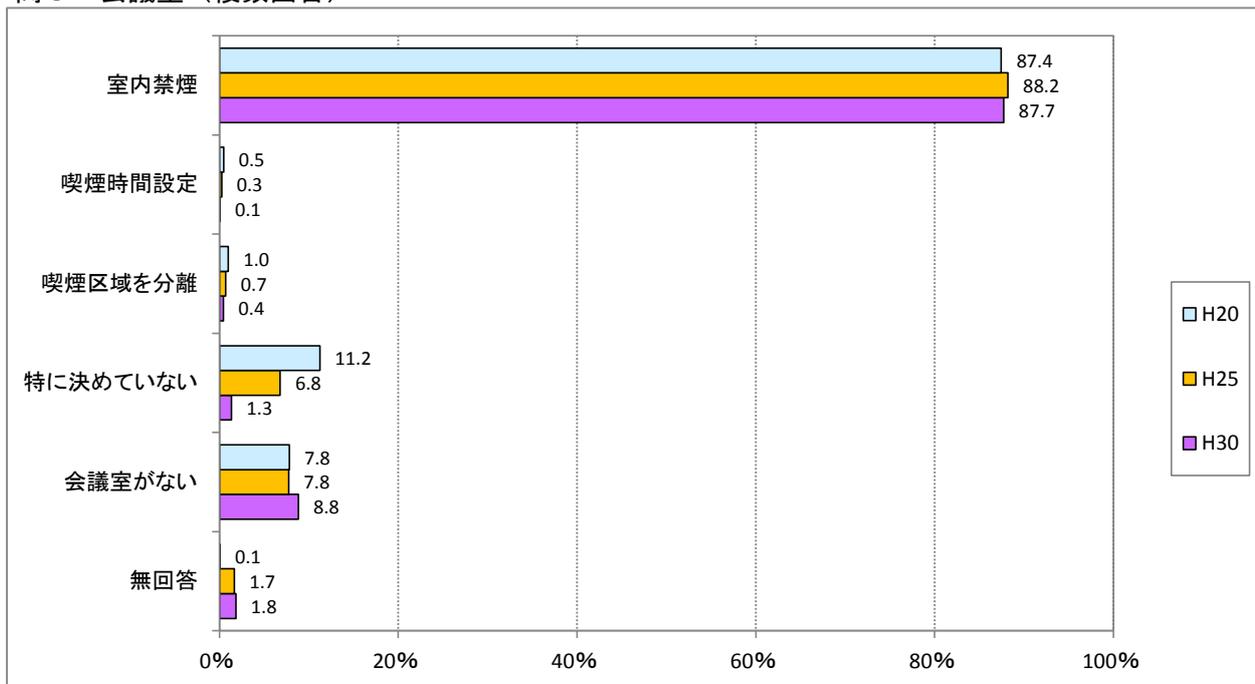
問8 受動喫煙防止対策の具体的な方法（複数回答）



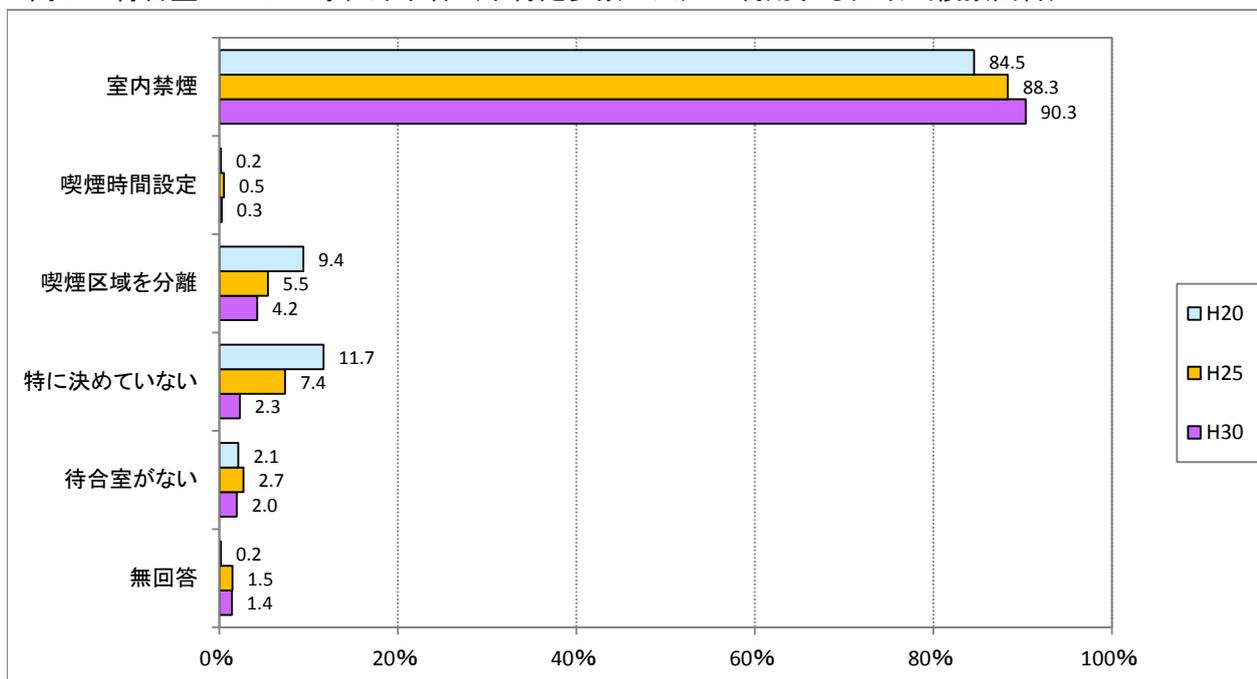
問9 事務室（複数回答）



問9 会議室（複数回答）



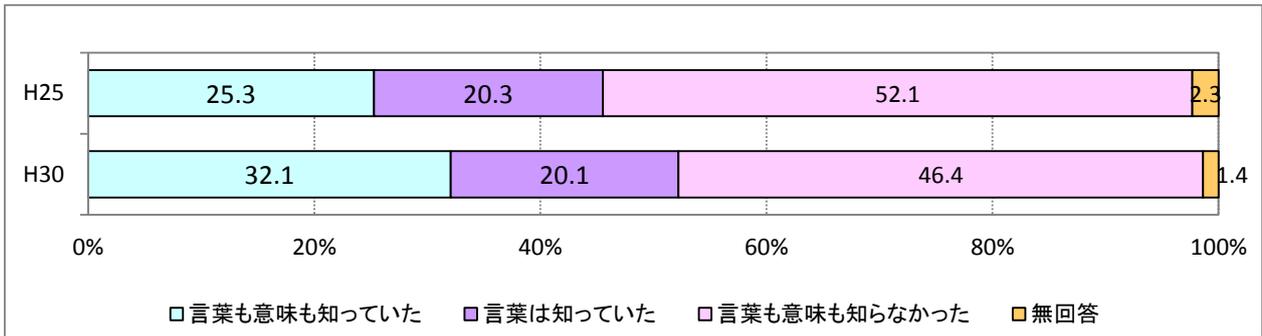
問9 待合室・ロビー等、外来者（不特定多数の人）が利用する区域（複数回答）



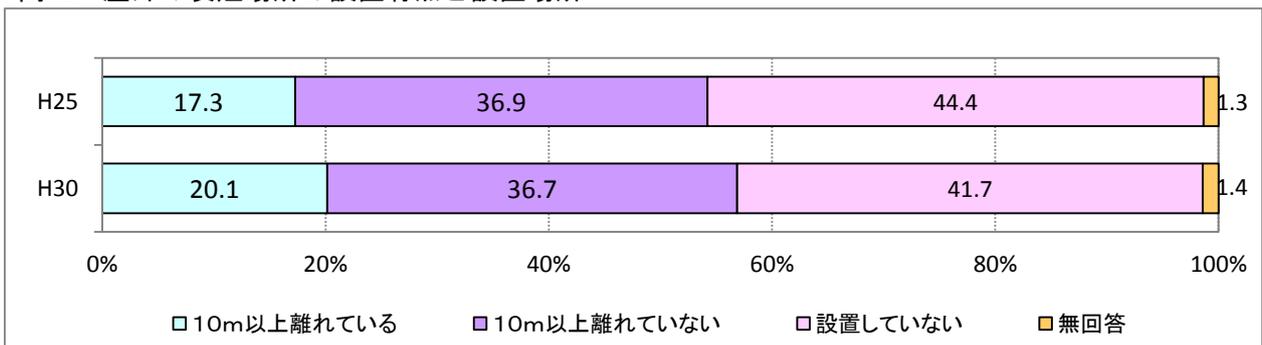
6. 10mルールの認知度と設置の有無・場所 ※H20・H25・H30（H20からの設問）

- ・「10mルール」の認知度は、「言葉も意味も知っていた」が増加している。
- ・屋外の喫煙場所の設置場所は増加しており、「10m離れた所に設置」が増えている。

問11 10mルールの認知度



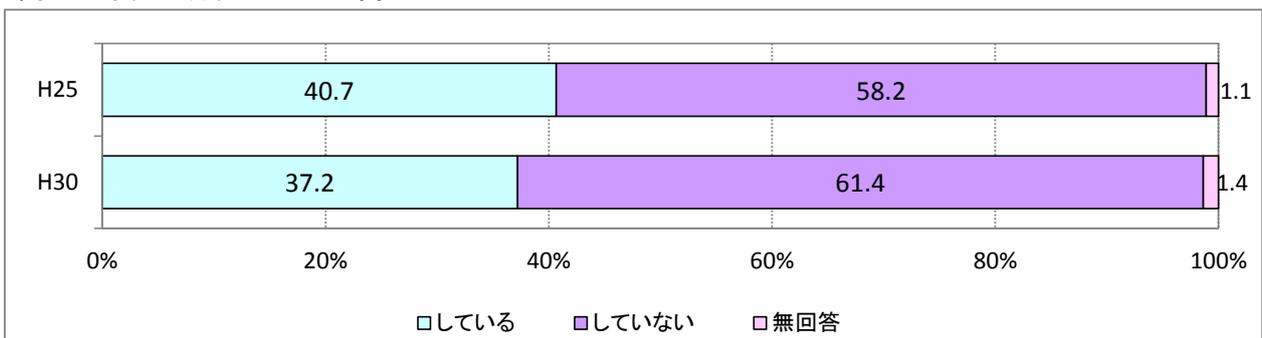
問12 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所



7. 禁煙・分煙レベルに応じた標示の掲示 ※H25・H30の比較（H25からの設問）

- ・禁煙・分煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所(施設の入口等)に「掲示していない」施設の方が多い。

問13 禁煙・分煙レベルの掲示



VI 数値表

・数値表に掲載している数値は四捨五入のため、内訳合計が総数と合わないことがある。

1 全体

施設別

	数	%
保健医療福祉施設	232	12.1
官公庁	195	10.2
教育機関	465	24.3
公民館・図書館等	441	23.1
金融機関	128	6.7
交通機関	33	1.7
店舗娯楽施設	256	13.4
企業・職域	141	7.4
その他	15	0.8
施設種別不明	5	0.3
合計	1,911	100.0

問1 貴施設の従業員数について、あてはまるものをお答えください。

	数	%
10人未満	690	36.1
10人～49人	805	42.1
50人～99人	206	10.8
100人～299人	143	7.5
300人～999人	52	2.7
1,000人以上	12	0.6
無回答	3	0.2
合計	1,911	100.0

問2 貴施設の従業員の男女比について、あてはまるものをお答えください。

	数	%
ほぼ全員男性	167	8.7
6割以上が男性	470	24.6
ほぼ半々	408	21.4
6割以上が女性	634	33.2
ほぼ全員女性	222	11.6
無回答	10	0.5
合計	1,911	100.0

問3 貴施設の従業員のうち、喫煙習慣のある方はどれくらいですか。

	数	%
ほぼ全員	12	0.6
6割以上	29	1.5
ほぼ半分	83	4.3
4割以下	662	34.6
ほとんどいない	986	51.6
不明	116	6.1
無回答	23	1.2
合計	1,911	100.0

* 問3の7の「調査した」を選択した施設については、実際の喫煙率に相当する選択肢1～5に加算した。

問4 貴施設におけるたばこ対策の必要性について、施設としてのお考えをお聞かせください。

	数	%
必要である	1,279	66.9
特に必要ではない	531	27.8
わからない	90	4.7
無回答	11	0.6
合計	1,911	100.0

問5 貴施設におけるたばこ対策の取り組み状況はいかがですか。

	数	%
取り組んでいる	1,790	93.7
取り組んでいない	117	6.1
無回答	4	0.2
合計	1,911	100.0

問6 問5で「2) 取り組んでいない」と回答した方におたずねします。
その理由はなぜですか。(いくつでも可)

	数	%
スペースがない	24	20.5
上部組織の協力が得られない	6	5.1
従業員の協力が得られない	5	4.3
方法や相談先がわからない	5	4.3
特に必要ではない	81	69.2
その他	7	6.0
無回答	0	0.0
合計	128	

* %の分母は、問5で「対策に取り組んでいない」と回答した117施設

問7 貴施設で、たばこ対策に取り組んだ動機をお答えください。(いくつでも可)

	数	%
健康増進法・ガイドラインの公表	812	45.4
事業所倫理・イメージ	474	26.5
上部組織の決定	736	41.1
従業員・利用者の声	321	17.9
その他	75	4.2
無回答	201	11.2
合計	2,619	

* %の分母は、問5で「対策に取り組んでいる」と回答した1,790施設

問8 貴施設のたばこ対策における受動喫煙防止の具体的な方法についてお答えください。(いくつでも可)

	数	%
敷地内禁煙	669	37.4
施設内禁煙で喫煙場所を建物外に設置	855	47.8
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙)	162	9.1
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙ではない)	139	7.8
喫煙時間を限定	37	2.1
換気扇を設置	95	5.3
集煙装置を設置	52	2.9
特に受動喫煙防止対策は取り組んでいない	20	1.1
その他	32	1.8
無回答	27	1.5
合計	2,088	

* %の分母は、問5で「対策に取り組んでいる」と回答した1,790施設

問9 貴施設の下記の場所でのたばこ対策の取り組み状況をお答えください。

◆事務室(従業員が大半を過ごす場所)

	数	%
室内禁煙	1,654	92.4
喫煙時間を設けている	6	0.3
喫煙区域と禁煙区域を分けている	56	3.1
特に決めていない	35	2.0
事務室がない	33	1.8
無回答	20	1.1
合計	1,804	

* %の分母は、問5で「対策に取り組んでいる」と回答した1,790施設

◆会議室

	数	%
室内禁煙	1,570	87.7
喫煙時間を設けている	1	0.1
喫煙区域と禁煙区域を分けている	8	0.4
特に決めていない	24	1.3
会議室がない	158	8.8
無回答	33	1.8
合計	1,794	

* %の分母は、問5で「対策に取り組んでいる」と回答した1,790施設

◆待合室・ロビー等、外来者(不特定多数の人)が利用する区域

	数	%
室内禁煙	1,617	90.3
喫煙時間を設けている	5	0.3
喫煙区域と禁煙区域を分けている	76	4.2
特に決めていない	41	2.3
外来者の利用区域がない	35	2.0
無回答	25	1.4
合計	1,799	

* %の分母は、問5で「対策に取り組んでいる」と回答した1,790施設

問10 貴施設のたばこ対策で、喫煙者への禁煙支援の取り組み状況をお答えください。(いくつでも可)

	数	%
たばこの害の普及啓発	526	29.4
禁煙を達成するための支援	149	8.3
禁煙補助薬の費用補助	29	1.6
禁煙達成者との仲間づくり	49	2.7
専門家、関係機関からの支援	53	3.0
その他	89	5.0
特に取り組んでいない	1,036	57.9
無回答	39	2.2
合計	1,970	

* %の分母は、問5で「対策に取り組んでいる」と回答した1,790施設

問11 山口県たばこ対策ガイドライン(改定)では、受動喫煙防止対策の取組として、屋外喫煙場所設置の際、「10mルール」を設定しています。たばこの煙による害は、喫煙場所から離れた空間まで影響をおよぼすことから、屋外に喫煙場所を設定する場合は、通路・出入口・子供のいる空間からおおむね10m以上離すことが必要というものです。そこでおたずねします。

	数	%
「10mルール」の言葉も意味も知っていた	613	32.1
言葉は知っていた	385	20.1
言葉も意味も知らなかった	887	46.4
無回答	26	1.4
合計	1,911	100.0

問12 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所についておたずねします。

	数	%
設置していて出入口等から10m以上離れている	385	20.1
設置しているが出入口等から10m以上離れていない	702	36.7
設置していない	797	41.7
無回答	27	1.4
合計	1,911	100.0

問13 禁煙・分煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所(施設の入口等)に掲示していますか。

	数	%
している	711	37.2
していない	1,174	61.4
無回答	26	1.4
合計	1,911	100.0

問14 健康増進法の改正により、多数の方が利用される施設(職場や学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店など)の管理者に対して、施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定などの受動喫煙防止対策を取ることが義務化(段階的に施行)されることになりました。そこでおたずねします。

◆今回の改正を知っていましたか。

	数	%
知っていた	1,227	64.2
知らなかった	661	34.6
無回答	23	1.2
合計	1,911	100.0

◆貴事業所(施設)では、今回の改正に対応した受動喫煙防止対策をとる予定がありますか。

	数	%
対応済み	876	45.8
今後、対応予定	402	21.0
未定	609	31.9
無回答	24	1.3
合計	1,911	100.0

【問3×問5:喫煙習慣者とたばこ対策の取り組みの関係】

(喫煙習慣者の割合)	取り組んでいる		取り組んでいない		無回答	
	数	%	数	%	数	%
ほぼ全員	9	0.5	3	2.6	0	0.0
6割以上	23	1.3	6	5.1	0	0.0
ほぼ半々	75	4.2	8	6.8	0	0.0
4割以下	635	35.5	27	23.1	0	0.0
ほとんどいない	918	51.3	67	57.3	1	25.0
不明	110	6.1	6	5.1	0	0.0
無回答	20	1.1	0	0.0	3	75.0
合計	1,790	100.0	117	100.0	4	100.0

(喫煙習慣者の割合)	取り組んでいる		取り組んでいない		無回答		合計	
	数	%	数	%	数	%	数	%
ほぼ全員	9	75.0	3	25.0	0	0.0	12	100.0
6割以上	23	79.3	6	20.7	0	0.0	29	100.0
ほぼ半々	75	90.4	8	9.6	0	0.0	83	100.0
4割以下	635	95.9	27	4.1	0	0.0	662	100.0
ほとんどいない	918	93.1	67	6.8	1	0.1	986	100.0
不明	110	94.8	6	5.2	0	0.0	116	100.0
無回答	20	87.0	0	0.0	3	13.0	23	100.0

【問4×問5:たばこ対策の必要性と取り組みの関係】

(たばこ対策の必要性)	取り組んでいる		取り組んでいない		無回答	
	数	%	数	%	数	%
必要である	1,258	70.3	21	17.9	0	0.0
特に必要ではない	450	25.1	81	69.2	0	0.0
わからない	75	4.2	15	12.8	0	0.0
無回答	7	0.4	0	0.0	4	100.0
合計	1,790	100.0	117	100.0	4	100.0

(たばこ対策の必要性)	取り組んでいる		取り組んでいない		無回答		合計	
	数	%	数	%	数	%	数	%
必要である	1,258	98.4	21	1.6	0	0.0	1,279	100.0
特に必要ではない	450	84.7	81	15.3	0	0.0	531	100.0
わからない	75	83.3	15	16.7	0	0.0	90	100.0
無回答	7	63.6	0	0.0	4	36.4	11	100.0

【問4×問5×問6:たばこ対策が必要と考えているが、対策に取り組んでいない理由】

(対策に取り組まない理由)	数	%
スペースがない	9	42.9
上部組織の協力が得られない	3	14.3
従業員の協力が得られない	2	9.5
方法や相談先がわからない	4	19.0
特に必要ではない	3	14.3
その他	3	14.3
合計	24	

*%の分母は、必要と考えているが、対策に「取り組んでいない」21施設

【問11×問12:10mルールの認知度と屋外喫煙場所の設置の有無と場所の関係】

(認知度)	出入口等から10m以上離れている		出入口等から10m以上離れていない		設置していない		無回答	
	数	%	数	%	数	%	数	%
言葉も意味も知っている	183	47.5	172	24.5	257	32.2	1	3.7
言葉は知っていた	58	15.1	165	23.5	160	20.1	2	7.4
言葉も意味も知らなかった	144	37.4	363	51.7	378	47.4	2	7.4
無回答	0	0.0	2	0.3	2	0.3	22	81.5
合計	385	100.0	702	100.0	797	100.0	27	100.0

(認知度)	出入口等から10m以上離れている		出入口等から10m以上離れていない		設置していない		無回答		合計	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
言葉も意味も知っている	183	29.9	172	28.1	257	41.9	1	0.2	613	100.0
言葉は知っていた	58	15.1	165	42.9	160	41.6	2	0.5	385	100.0
言葉も意味も知らなかった	144	16.2	363	40.9	378	42.6	2	0.2	887	100.0
無回答	0	0.0	2	7.7	2	7.7	22	84.6	26	100.0

2 施設別

※施設分類は、番号で表示。詳細はP2のとおり。

問3 貴施設の従業員のうち、喫煙習慣のある方はどれくらいですか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
ほぼ全員	1	0	0	2	0	0	6	3	0	0	12
6割以上	0	3	0	4	1	3	11	7	0	0	29
ほぼ半分	0	1	1	19	6	10	18	26	1	1	83
4割以下	54	112	134	102	70	16	90	75	7	2	662
ほとんどいない	147	62	303	295	43	1	117	14	3	1	986
不明	28	15	22	12	8	3	12	12	4	0	116
無回答	2	2	5	7	0	0	2	4	0	1	23
合計	232	195	465	441	128	33	256	141	15	5	1,911

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
ほぼ全員	0.4	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	2.3	2.1	0.0	0.0	0.6
6割以上	0.0	1.5	0.0	0.9	0.8	9.1	4.3	5.0	0.0	0.0	1.5
ほぼ半分	0.0	0.5	0.2	4.3	4.7	30.3	7.0	18.4	6.7	20.0	4.3
4割以下	23.3	57.4	28.8	23.1	54.7	48.5	35.2	53.2	46.7	40.0	34.6
ほとんどいない	63.4	31.8	65.2	66.9	33.6	3.0	45.7	9.9	20.0	20.0	51.6
不明	12.1	7.7	4.7	2.7	6.3	9.1	4.7	8.5	26.7	0.0	6.1
無回答	0.9	1.0	1.1	1.6	0.0	0.0	0.8	2.8	0.0	20.0	1.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問4 貴施設におけるたばこ対策の必要性について、施設としてのお考えをお聞かせください。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
必要である	181	164	276	300	69	21	157	95	13	3	1,279
特に必要ではない	46	23	178	114	54	10	67	36	2	1	531
わからない	5	7	9	22	5	2	30	9	0	1	90
無回答	0	1	2	5	0	0	2	1	0	0	11
合計	232	195	465	441	128	33	256	141	15	5	1,911

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
必要である	78.0	84.1	59.4	68.0	53.9	63.6	61.3	67.4	86.7	60.0	66.9
特に必要ではない	19.8	11.8	38.3	25.9	42.2	30.3	26.2	25.5	13.3	20.0	27.8
わからない	2.2	3.6	1.9	5.0	3.9	6.1	11.7	6.4	0.0	20.0	4.7
無回答	0.0	0.5	0.4	1.1	0.0	0.0	0.8	0.7	0.0	0.0	0.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問5 貴施設におけるたばこ対策の取り組み状況はいかがですか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
取り組んでいる	219	190	460	410	122	30	219	123	14	3	1,790
取り組んでいない	13	5	5	29	6	3	35	18	1	2	117
無回答	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	4
合計	232	195	465	441	128	33	256	141	15	5	1,911

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
取り組んでいる	94.4	97.4	98.9	93.0	95.3	90.9	85.5	87.2	93.3	60.0	93.7
取り組んでいない	5.6	2.6	1.1	6.6	4.7	9.1	13.7	12.8	6.7	40.0	6.1
無回答	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問6 問5で「2)取り組んでいない」と回答した方におたずねします。
その理由はなぜですか。(いくつでも可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
スペースがない	1	1	0	3	1	1	10	5	1	1	24
上部組織の協力が得られない	0	0	0	2	0	1	1	2	0	0	6
従業員の協力が得られない	0	0	1	1	0	1	1	1	0	0	5
方法や相談先がわからない	0	0	1	0	0	0	3	0	0	1	5
特に必要ではない	11	2	4	24	5	1	22	12	0	0	81
その他	1	2	0	2	0	0	1	1	0	0	7
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計(回答数)	13	5	6	32	6	4	38	21	1	2	128
計(施設数)	13	5	5	29	6	3	35	18	1	2	117

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
スペースがない	7.7	20.0	0.0	10.3	16.7	33.3	28.6	27.8	100.0	50.0	20.5
上部組織の協力が得られない	0.0	0.0	0.0	6.9	0.0	33.3	2.9	11.1	0.0	0.0	5.1
従業員の協力が得られない	0.0	0.0	20.0	3.4	0.0	33.3	2.9	5.6	0.0	0.0	4.3
方法や相談先がわからない	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	8.6	0.0	0.0	50.0	4.3
特に必要ではない	84.6	40.0	80.0	82.8	83.3	33.3	62.9	66.7	0.0	0.0	69.2
その他	7.7	40.0	0.0	6.9	0.0	0.0	2.9	5.6	0.0	0.0	6.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいない」と回答した各施設数

問7 貴施設で、たばこ対策に取り組んだ動機をお答えください。(いくつでも可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
健康増進法・ガイドラインの公表	119	126	235	182	40	10	60	38	2	0	812
事業所倫理・イメージ	70	40	109	100	39	5	71	36	3	1	474
上部組織の決定	74	61	249	152	53	9	78	54	5	1	736
従業員・利用者の声	26	33	44	71	20	10	72	38	6	1	321
その他	17	3	22	13	3	0	9	6	1	1	75
無回答	28	12	15	57	19	6	41	20	3	0	201
計(回答数)	334	275	674	575	174	40	331	192	20	4	2,619
計(施設数)	219	190	460	410	122	30	219	123	14	3	1,790

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
健康増進法・ガイドラインの公表	54.3	66.3	51.1	44.4	32.8	33.3	27.4	30.9	14.3	0.0	45.4
事業所倫理・イメージ	32.0	21.1	23.7	24.4	32.0	16.7	32.4	29.3	21.4	33.3	26.5
上部組織の決定	33.8	32.1	54.1	37.1	43.4	30.0	35.6	43.9	35.7	33.3	41.1
従業員・利用者の声	11.9	17.4	9.6	17.3	16.4	33.3	32.9	30.9	42.9	33.3	17.9
その他	7.8	1.6	4.8	3.2	2.5	0.0	4.1	4.9	7.1	33.3	4.2
無回答	12.8	6.3	3.3	13.9	15.6	20.0	18.7	16.3	21.4	0.0	11.2

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した各施設数

問8 貴施設のたばこ対策における受動喫煙防止の具体的な方法についてお答えください。(いくつでも可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
敷地内禁煙	129	9	417	70	17	2	16	8	1	0	669
施設内禁煙で喫煙場所を建物外に設置	80	140	44	321	75	12	110	61	9	3	855
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙)	7	29	10	6	21	8	43	33	5	0	162
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙ではない)	5	13	2	15	10	9	56	28	1	0	139
喫煙時間を限定	9	2	3	0	2	0	11	9	1	0	37
換気扇を設置	2	14	7	4	14	5	28	19	2	0	95
集煙装置を設置	2	9	1	1	5	1	23	10	0	0	52
特に受動喫煙防止対策は取り組んでいない	4	1	2	3	0	1	6	3	0	0	20
その他	2	5	2	11	1	0	7	4	0	0	32
無回答	2	0	5	8	2	1	5	4	0	0	27
計(回答数)	242	222	493	439	147	39	305	179	19	3	2,088
計(施設数)	219	190	460	410	122	30	219	123	14	3	1,790

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
敷地内禁煙	58.9	4.7	90.7	17.1	13.9	6.7	7.3	6.5	7.1	0.0	37.4
施設内禁煙で喫煙場所を建物外に設置	36.5	73.7	9.6	78.3	61.5	40.0	50.2	49.6	64.3	100.0	47.8
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙)	3.2	15.3	2.2	1.5	17.2	26.7	19.6	26.8	35.7	0.0	9.1
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙ではない)	2.3	6.8	0.4	3.7	8.2	30.0	25.6	22.8	7.1	0.0	7.8
喫煙時間を限定	4.1	1.1	0.7	0.0	1.6	0.0	5.0	7.3	7.1	0.0	2.1
換気扇を設置	0.9	7.4	1.5	1.0	11.5	16.7	12.8	15.4	14.3	0.0	5.3
集煙装置を設置	0.9	4.7	0.2	0.2	4.1	3.3	10.5	8.1	0.0	0.0	2.9
特に受動喫煙防止対策は取り組んでいない	1.8	0.5	0.4	0.7	0.0	3.3	2.7	2.4	0.0	0.0	1.1
その他	0.9	2.6	0.4	2.7	0.8	0.0	3.2	3.3	0.0	0.0	1.8
無回答	0.9	0.0	1.1	2.0	1.6	3.3	2.3	3.3	0.0	0.0	1.5

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した各施設数

問9 貴施設の下記の場所でのたばこ対策の取り組み状況をお答えください。

◆事務室(従業員が大半を過ごす場所)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
室内禁煙	207	186	439	391	115	21	168	111	13	3	1,654
喫煙時間を設けている	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	6
喫煙区域と禁煙区域を分けている	3	4	3	3	6	5	21	10	1	0	56
特に決めていない	2	1	2	4	1	3	18	4	0	0	35
事務室がない	5	0	12	5	0	0	11	0	0	0	33
無回答	3	0	5	6	0	0	4	2	0	0	20
計(回答数)	222	191	462	410	122	30	223	127	14	3	1,804
計(施設数)	219	190	460	410	122	30	219	123	14	3	1,790

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
室内禁煙	94.5	97.9	95.4	95.4	94.3	70.0	76.7	90.2	92.9	100.0	92.4
喫煙時間を設けている	0.9	0.0	0.2	0.2	0.0	3.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.3
喫煙区域と禁煙区域を分けている	1.4	2.1	0.7	0.7	4.9	16.7	9.6	8.1	7.1	0.0	3.1
特に決めていない	0.9	0.5	0.4	1.0	0.8	10.0	8.2	3.3	0.0	0.0	2.0
事務室がない	2.3	0.0	2.6	1.2	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	1.8
無回答	1.4	0.0	1.1	1.5	0.0	0.0	1.8	1.6	0.0	0.0	1.1

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した各施設数

◆会議室

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
室内禁煙	201	184	445	372	118	21	106	106	14	3	1,570
喫煙時間を設けている	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
喫煙区域と禁煙区域を分けている	0	0	0	1	0	3	4	0	0	0	8
特に決めていない	1	0	2	1	1	2	12	5	0	0	24
会議室がない	14	6	8	29	3	3	85	10	0	0	158
無回答	4	0	5	7	0	1	13	3	0	0	33
計(回答数)	220	190	460	411	122	30	220	124	14	3	1,794
計(施設数)	219	190	460	410	122	30	219	123	14	3	1,790

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
室内禁煙	91.8	96.8	96.7	90.7	96.7	70.0	48.4	86.2	100.0	100.0	87.7
喫煙時間を設けている	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
喫煙区域と禁煙区域を分けている	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	10.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.4
特に決めていない	0.5	0.0	0.4	0.2	0.8	6.7	5.5	4.1	0.0	0.0	1.3
会議室がない	6.4	3.2	1.7	7.1	2.5	10.0	38.8	8.1	0.0	0.0	8.8
無回答	1.8	0.0	1.1	1.7	0.0	3.3	5.9	2.4	0.0	0.0	1.8

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した各施設数

◆待合室・ロビー等、外来者(不特定多数の人)が利用する区域

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
室内禁煙	213	176	447	399	120	15	132	98	14	3	1,617
喫煙時間を設けている	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	5
喫煙区域と禁煙区域を分けている	3	9	2	5	2	10	39	6	0	0	76
特に決めていない	0	1	2	1	1	4	23	9	0	0	41
外来者の利用区域がない	0	4	3	0	0	1	19	8	0	0	35
無回答	4	0	6	6	0	0	6	3	0	0	25
計(回答数)	220	190	460	412	123	30	223	124	14	3	1,799
計(施設数)	219	190	460	410	122	30	219	123	14	3	1,790

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
室内禁煙	97.3	92.6	97.2	97.3	98.4	50.0	60.3	79.7	100.0	100.0	90.3
喫煙時間を設けている	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.3
喫煙区域と禁煙区域を分けている	1.4	4.7	0.4	1.2	1.6	33.3	17.8	4.9	0.0	0.0	4.2
特に決めていない	0.0	0.5	0.4	0.2	0.8	13.3	10.5	7.3	0.0	0.0	2.3
外来者の利用区域がない	0.0	2.1	0.7	0.0	0.0	3.3	8.7	6.5	0.0	0.0	2.0
無回答	1.8	0.0	1.3	1.5	0.0	0.0	2.7	2.4	0.0	0.0	1.4

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した各施設数

問10 貴施設のたばこ対策で、喫煙者への禁煙支援の取り組み状況をお答えください。(いくつでも可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
たばこの害の普及啓発	107	62	161	89	22	11	24	44	4	2	526
禁煙を達成するための支援	43	14	11	5	28	5	24	19	0	0	149
禁煙補助薬の費用補助	5	2	2	1	9	1	1	8	0	0	29
禁煙達成者との仲間づくり	2	5	20	2	6	1	7	6	0	0	49
専門家、関係機関からの支援	12	10	15	2	6	3	1	4	0	0	53
その他	12	4	52	6	2	1	7	5	0	0	89
特に取り組んでいない	80	112	230	300	72	14	153	64	10	1	1,036
無回答	8	0	7	11	0	0	11	2	0	0	39
計(回答数)	269	209	498	416	145	36	228	152	14	3	1,970
計(施設数)	219	190	460	410	122	30	219	123	14	3	1,790

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
たばこの害の普及啓発	48.9	32.6	35.0	21.7	18.0	36.7	11.0	35.8	28.6	66.7	29.4
禁煙を達成するための支援	19.6	7.4	2.4	1.2	23.0	16.7	11.0	15.4	0.0	0.0	8.3
禁煙補助薬の費用補助	2.3	1.1	0.4	0.2	7.4	3.3	0.5	6.5	0.0	0.0	1.6
禁煙達成者との仲間づくり	0.9	2.6	4.3	0.5	4.9	3.3	3.2	4.9	0.0	0.0	2.7
専門家、関係機関からの支援	5.5	5.3	3.3	0.5	4.9	10.0	0.5	3.3	0.0	0.0	3.0
その他	5.5	2.1	11.3	1.5	1.6	3.3	3.2	4.1	0.0	0.0	5.0
特に取り組んでいない	36.5	58.9	50.0	73.2	59.0	46.7	69.9	52.0	71.4	33.3	57.9
無回答	3.7	0.0	1.5	2.7	0.0	0.0	5.0	1.6	0.0	0.0	2.2

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した各施設数

問11 山口県たばこ対策ガイドライン(改定)では、受動喫煙防止対策の取組として、屋外喫煙場所設置の際、「10mルール」を設定しています。たばこの煙による害は、喫煙場所から離れた空間まで影響をおよぼすことから、屋外に喫煙場所を設定する場合は、通路・出入口・子供のいる空間からおおむね10m以上離すことが必要というものです。そこでおたずねします。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
「10mルール」の言葉も意味も知っていた	95	77	174	161	26	10	44	22	2	2	613
言葉は知っていた	46	28	86	87	20	10	70	33	5	0	385
言葉も意味も知らなかった	85	86	202	190	80	13	134	86	8	3	887
無回答	6	4	3	3	2	0	8	0	0	0	26
合計	232	195	465	441	128	33	256	141	15	5	1,911

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
「10mルール」の言葉も意味も知っていた	40.9	39.5	37.4	36.5	20.3	30.3	17.2	15.6	13.3	40.0	32.1
言葉は知っていた	19.8	14.4	18.5	19.7	15.6	30.3	27.3	23.4	33.3	0.0	20.1
言葉も意味も知らなかった	36.6	44.1	43.4	43.1	62.5	39.4	52.3	61.0	53.3	60.0	46.4
無回答	2.6	2.1	0.6	0.7	1.6	0.0	3.1	0.0	0.0	0.0	1.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問12 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所についておたずねします。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
設置していて出入口等から10m以上離れている	42	48	71	125	22	10	41	19	6	1	385
設置しているが出入口等から10m以上離れていない	50	118	23	216	58	17	134	76	8	2	702
設置していない	135	25	367	95	46	6	74	46	1	2	797
無回答	5	4	4	5	2	0	7	0	0	0	27
合計	232	195	465	441	128	33	256	141	15	5	1,911

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
設置していて出入口等から10m以上離れている	18.1	24.6	15.3	28.3	17.2	30.3	16.0	13.5	40.0	20.0	20.1
設置しているが出入口等から10m以上離れていない	21.6	60.5	4.9	49.0	45.3	51.5	52.3	53.9	53.3	40.0	36.7
設置していない	58.2	12.8	78.9	21.5	35.9	18.2	28.9	32.6	6.7	40.0	41.7
無回答	2.2	2.1	0.9	1.1	1.6	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	1.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問13 禁煙・分煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所(施設の入口等)に掲示していますか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
している	144	72	170	223	11	12	61	15	2	1	711
していない	83	119	290	215	115	21	188	126	13	4	1,174
無回答	5	4	5	3	2	0	7	0	0	0	26
合計	232	195	465	441	128	33	256	141	15	5	1,911

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
している	62.1	36.9	36.6	50.6	8.6	36.4	23.8	10.6	13.3	20.0	37.2
していない	35.8	61.0	62.4	48.8	89.8	63.6	73.4	89.4	86.7	80.0	61.4
無回答	2.2	2.1	1.1	0.7	1.6	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	1.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問14 健康増進法の改正により、多数の方が利用される施設(職場や学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店など)の管理者に対して、施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定などの受動喫煙防止対策を取ることが義務化(段階的に施行)されることになりました。そこでおたずねします。

◆今回の改正を知っていましたか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
知っていた	163	133	346	248	72	21	158	80	6	0	1,227
知らなかった	63	58	117	190	54	12	92	61	9	5	661
無回答	6	4	2	3	2	0	6	0	0	0	23
合計	232	195	465	441	128	33	256	141	15	5	1,911

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別不明	合計
知っていた	70.3	68.2	74.4	56.2	56.3	63.6	61.7	56.7	40.0	0.0	64.2
知らなかった	27.2	29.7	25.2	43.1	42.2	36.4	35.9	43.3	60.0	100.0	34.6
無回答	2.6	2.1	0.4	0.7	1.6	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	1.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

◆貴事業所(施設)では、今回の改正に対応した受動喫煙防止対策をとる予定がありますか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別 不明	合計
対応済み	150	46	332	169	50	9	68	45	7	0	876
今後、対応予定	42	67	53	110	10	8	70	36	3	3	402
未定	35	78	77	158	66	16	112	60	5	2	609
無回答	5	4	3	4	2	0	6	0	0	0	24
合計	232	195	465	441	128	33	256	141	15	5	1,911

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	施設種別 不明	合計
対応済み	64.7	23.6	71.4	38.3	39.1	27.3	26.6	31.9	46.7	0.0	45.8
今後、対応予定	18.1	34.4	11.4	24.9	7.8	24.2	27.3	25.5	20.0	60.0	21.0
未定	15.1	40.0	16.6	35.8	51.6	48.5	43.8	42.6	33.3	40.0	31.9
無回答	2.2	2.1	0.6	0.9	1.6	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	1.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3 年度別推移 (H10・H15・H20・H25・H30)

施設種別

	調査年度	保健医療福祉施設	官公庁	教育機関	公民館・図書館等	金融機関	交通機関	店舗娯楽施設等	企業	その他	施設種別不明	合計
数	10	296	320	624	377	195	41	207	201	19	0	2,280
	15	220	238	542	339	147	29	164	124	15	0	1,818
	20	251	174	535	357	133	30	176	139	18	11	1,824
	25	215	169	473	300	129	27	173	130	16	6	1,638
	30	232	195	465	441	128	33	256	141	15	5	1,911
%	10	13.0	14.0	27.4	16.5	8.6	1.8	9.1	8.8	0.8	0.0	100.0
	15	12.1	13.1	29.8	18.6	8.1	1.6	9.0	6.8	0.8	0.0	100.0
	20	13.8	9.5	29.3	19.6	7.3	1.6	9.6	7.6	1.0	0.6	100.0
	25	13.1	10.3	28.9	18.3	7.9	1.6	10.6	7.9	1.0	0.4	100.0
	30	12.1	10.2	24.3	23.1	6.7	1.7	13.4	7.4	0.8	0.3	100.0

[従業員別割合]

	調査年度	10人未満	10人～49人	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	無回答	合計
数	10	675	1,118	262	175	37	11	2	2,280
	15	595	862	187	134	35	4	1	1,818
	20	586	836	184	156	51	6	5	1,824
	25	531	721	183	134	49	7	13	1,638
	30	690	805	206	143	52	12	3	1,911
%	10	29.6	49.0	11.5	7.7	1.6	0.5	0.1	100.0
	15	32.7	47.4	10.3	7.4	1.9	0.2	0.1	100.0
	20	32.1	45.8	10.1	8.6	2.8	0.3	0.3	100.0
	25	32.4	44.0	11.2	8.2	3.0	0.4	0.8	100.0
	30	36.1	42.1	10.8	7.5	2.7	0.6	0.2	100.0

[男女別割合] ※H10・H15は設問がないため、H20～とする

	調査年度	ほぼ全員男性	6割以上が男性	ほぼ半々	6割以上が女性	ほぼ全員女性	無回答	合計
数	20	179	442	438	545	211	9	1,824
	25	138	400	357	549	175	19	1,638
	30	167	470	408	634	222	10	1,911
%	20	9.8	24.2	24.0	29.9	11.6	0.5	100.0
	25	8.4	24.4	21.8	33.5	10.7	1.2	100.0
	30	8.7	24.6	21.4	33.2	11.6	0.5	100.0

[喫煙習慣のある者の割合]

	調査年度	ほぼ全員	6割以上	ほぼ半分	4割以下	ほとんどいない	不明	無回答	合計
数	10	38	149	285	1266	479	62	1	2,280
	15	27	81	186	913	538	57	16	1,818
	20	14	49	103	746	820	78	14	1,824
	25	5	28	65	645	795	80	20	1,638
	30	12	29	83	662	986	116	23	1,911
%	10	1.7	6.5	12.5	55.5	21.0	2.7	0.0	100.0
	15	1.5	4.5	10.2	50.2	29.6	3.1	0.9	100.0
	20	0.8	2.7	5.6	40.9	45.0	4.3	0.8	100.0
	25	0.3	1.7	4.0	39.4	48.5	4.9	1.2	100.0
	30	0.6	1.5	4.3	34.6	51.6	6.1	1.2	100.0

[たばこ対策の必要性]

	調査年度	必要である	特に必要でない	わからない	無回答	合計
数	10	1422	724	134	0	2,280
	15	1378	387	47	6	1,818
	20	1400	370	46	8	1,824
	25	1137	432	59	10	1,638
	30	1279	531	90	11	1,911
%	10	62.4	31.8	5.9	0.0	100.0
	15	75.8	21.3	2.6	0.3	100.0
	20	76.8	20.3	2.5	0.4	100.0
	25	69.4	26.4	3.6	0.6	100.0
	30	66.9	27.8	4.7	0.6	100.0

[たばこ対策の取り組み状況]

	調査年度	取り組んでいる	取り組んでいない	無回答	合計
数	10	1,363	916	1	2,280
	15	1,481	336	1	1,818
	20	1,689	135	0	1,824
	25	1,559	72	7	1,638
	30	1,790	117	4	1,911
%	10	59.8	40.2	0.0	100.0
	15	81.5	18.5	0.1	100.0
	20	92.6	7.4	0.0	100.0
	25	95.2	4.4	0.4	100.0
	30	93.7	6.1	0.2	100.0

[たばこ対策に取り組んでいない理由(重複回答あり)]※H10・H15は設問が異なるため、H20~とする

	調査年度	スペースがない	上部組織の協力が得られない	従業員の協力が得られない	方法や相談先がわからない	特に必要ではない	その他	無回答	合計
数	20	16	1	3	2	9	8	2	41
	25	11	4	4	7	45	15	0	86
	30	24	6	5	5	81	7	0	128
%	20	39.0	2.4	7.3	4.9	22.0	19.5	4.9	100.0
	25	12.8	4.7	4.7	8.1	52.3	17.4	0.0	100.0
	30	18.8	4.7	3.9	3.9	63.3	5.5	0.0	100.0

[たばこ対策に取り組んだ動機(重複回答あり)]※H10・H15は設問がないため、H20~とする

	調査年度	健康増進法やガイドラインの公表	事業所倫理、企業イメージ	代表者責任者上部組織の決定	従業員や利用者への声	その他	無回答	合計	回答施設数
数	20	931	464	708	377	88	20	2,588	1,689
	25	964	463	721	298	87	58	2,591	1,559
	30	812	474	736	321	75	201	2,619	1,790
%	20	55.1	27.5	41.9	22.3	5.2	1.2		
	25	61.8	29.7	46.2	19.1	5.6	3.7		
	30	45.4	26.5	41.1	17.9	4.2	11.2		

*%の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した施設数

[受動喫煙防止対策の具体的な方法] ※H10・H15は設問が異なるため、H20～とする

(複数回答)

	調査年度	敷地内禁煙	施設内禁煙	完全空間分煙	完全空間分煙ではない	喫煙時間限定	換気扇を設置	集煙装置設置	その他	無回答	合計	回答施設数
数	20	459	789	297	139	20	177	108	20	1	2,010	1,689
	25	591	674	169	153	28	108	59	31	9	1,822	1,559
	30	669	855	162	139	37	95	52	32	27	2,088	1,790
%	20	27.2	46.7	17.6	8.2	1.2	10.5	6.4	1.2	0.1		
	25	37.9	43.2	10.8	9.8	1.8	6.9	3.8	2.0	0.6		
	30	37.4	47.8	9.1	7.8	2.1	5.3	2.9	1.8	1.5		

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した施設数

[施設内の以下の場所におけるたばこ対策の取り組み状況] ※H10・H15は設問が異なるため、H20～とする

◆事務室(従業員が大半を過ごす場所)

(複数回答)

	調査年度	室内禁煙	喫煙時間設定	喫煙区域を分離	特に決めている ない	事務室がない	無回答	合計	回答施設数
数	20	1,541	8	84	162	33	2	1,830	1,689
	25	1,425	9	56	110	36	16	1,652	1,559
	30	1,654	6	56	35	33	20	1,804	1,790
%	20	91.2	0.5	5.0	9.6	2.0	0.1		
	25	91.4	0.6	3.6	7.1	2.3	1.0		
	30	92.4	0.3	3.1	2.0	1.8	1.1		

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した施設数

◆会議室

(複数回答)

	調査年度	室内禁煙	喫煙時間設定	喫煙区域を分離	特に決めている ない	会議室がない	無回答	合計	回答施設数
数	20	1,477	8	17	190	132	1	1,825	1,689
	25	1,375	4	11	106	121	26	1,643	1,559
	30	1,570	1	8	24	158	33	1,794	1,790
%	20	87.4	0.5	1.0	11.2	7.8	0.1		
	25	88.2	0.3	0.7	6.8	7.8	1.7		
	30	87.7	0.1	0.4	1.3	8.8	1.8		

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した施設数

◆待合室・ロビー等、外来者(不特定多数の人)が利用する区域

(複数回答)

	調査年度	室内禁煙	喫煙時間設定	喫煙区域を分離	特に決めている ない	待合室がない	無回答	合計	回答施設数
数	20	1,428	3	159	197	36	3	1,826	1,689
	25	1,377	8	85	115	42	23	1,650	1,559
	30	1,617	5	76	41	35	25	1,799	1,790
%	20	84.5	0.2	9.4	11.7	2.1	0.2		
	25	88.3	0.5	5.5	7.4	2.7	1.5		
	30	90.3	0.3	4.2	2.3	2.0	1.4		

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した施設数

[喫煙者への禁煙支援の取り組み状況]※H10・H15は設問がないため、H20～とする

	調査年度	たばこの害の普及啓発	禁煙達成の支援	禁煙補助薬の費用補助	禁煙達成者との仲間作り	専門家、関係機関からの支援	その他	特に取り組んでいない	無回答	合計	回答施設数
数	20	612	124	49	84	68	47	965	14	1,963	1,689
	25	570	105	16	55	70	60	848	45	1,769	1,559
	30	526	149	29	49	53	89	1,036	39	1,970	1,790
%	20	36.2	7.3	2.9	5.0	4.0	2.8	57.1	0.8		
	25	36.6	6.7	1.0	3.5	4.5	3.8	54.4	2.9		
	30	29.4	8.3	1.6	2.7	3.0	5.0	57.9	2.2		

*%の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した施設数

[10mルールの認知度]※H10・H15・H20は設問がないため、H25～とする

	調査年度	言葉も意味も知っていた	言葉は知っていた	言葉も意味も知らなかった	無回答	合計
数	25	414	332	854	38	1,638
	30	613	385	887	26	1,911
%	25	25.3	20.3	52.1	2.3	100.0
	30	32.1	20.1	46.4	1.4	100.0

[屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所]

	調査年度	10m以上離れている	10m以上離れていない	設置していない	無回答	合計
数	25	283	605	728	22	1,638
	30	385	702	797	27	1,911
%	25	17	37	44	1	100.0
	30	20	37	42	1	100.0

[禁煙・分煙レベルの掲示]

	調査年度	している	していない	無回答	合計
数	25	666	954	18	1,638
	30	711	1,174	26	1,911
%	25	40.7	58.2	1.1	100.0
	30	37.2	61.4	1.4	100.0